

資料6 国防の基本方針

（昭和32年5月20日 国防会議決定）
閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するために必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料7 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について

（平成22年12月17日 安全保障会議決定）
閣議決定

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成22年度限りで廃止する。

(別紙)

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「平成22年度の防衛力整備等について」(平成21年12月17日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

これらの目標を達成するため、我が国の外交力、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進することを含め、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進する。

我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとともに我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する。同時に、我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善

するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）により積極的に取り組む。

核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

III 我が国を取り巻く安全保障環境

1 グローバルな安全保障環境のすう勢は、相互依存関係の一層の進展により、主要国間の大規模戦争の蓋然性は低下する一方、一国で生じた混乱や安全保障上の問題の影響が直ちに世界に波及するリスクが高まっている。また、民族・宗教対立等による地域紛争に加え、領土や主権、経済権益等をめぐり、武力紛争には至らないような対立や紛争、言わばグレーゾーンの紛争は増加する傾向にある。

このような中、中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバルなパワーバランスに変化が生じているが、米国は引き続き世界の平和と安定に最も大きな役割を果たしている。

我が国を含む国際社会にとって、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織、海賊行為等への対応は引き続き差し迫った課題である。これらに加え、地域紛争や、統治機構が弱体化し、又は破綻した国家の存在もグローバルな安全保障環境に影響を与え得る課題であり、さらに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきた。また、長期的には、気候変動の問題が安全保障環境にもたらす影響にも留意する必要がある。

こうしたグローバルな安全保障課題は、一国で対応することは極めて困難であり、利益を共有する国々が平素から協力することが重要となっている。

また、国際社会における軍事力の役割は一層多様化しており、武力紛争の抑止・対処、国家間の信頼醸成・友好関係の増進のほか、紛争の予防から復興支援等の平和構築、さらには非伝統的安全保障分野において、非軍事部門とも連携・協力しつつ、軍事力が重要な役割を果たす機会が増加している。

2 アジア太平洋地域においては、相互依存関係が拡大・深化する中、安全保障課題の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的な協力が進展しつつある。

一方、グローバルなパワーバランスの変化はこの地域において顕著に表れている。我が国周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐり、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐり問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。

この中で、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を継続するとともに、大規模な特殊部隊を保持しているほか、朝鮮半島において軍事的な挑発行動を繰り返している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、我が国を含む地域の安全保障における喫緊かつ重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。

大国として成長を続ける中国は、世界と地域のために重要な役割を果たしつつある。他方で、中国は国防費を継続的に増加

し、核・ミサイル戦力や海・空軍を中心とした軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、戦力を遠方に投射する能力の強化に取り組んでいるほか、周辺海域において活動を拡大・活発化させており、このような動向は、中国の軍事や安全保障に関する透明性の不足とあいまって、地域・国際社会の懸念事項となっている。

ロシアについては、極東地域における軍事力の規模を冷戦終結以降大幅に縮減しているものの、軍事活動は引き続き活発化の傾向にある。

このような中、米国は、日本、韓国、オーストラリア等の同盟国及びパートナー国との協力を一層重視して、二国間・多国間の枠組みを活用した安全保障関係の強化を図るなど、この地域への関与を強めている。このような取組は、アジア太平洋地域の平和と安定に重要な役割を果たすとともに、米国がグローバルな安全保障課題に取り組むための基盤ともなっている。

3 一方、我が国は、広大な海域を有し、外国からの食糧・資源や海外の市場に多くを依存する貿易立国であり、我が国の繁栄には海洋の安全確保や国際秩序の安定等が不可欠である。また、我が国は、四方を海で囲まれ長大な海岸線と多くの島嶼を有するという地理的要素を持つ一方、災害が発生しやすいことに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するうえ、沿岸部に重要施設を多数抱えるといった安全保障上の脆弱性を持っている。

4 以上を踏まえると、大規模着上陸侵攻等の我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低いものの、我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因は、多様で複雑かつ重層的なものとなっており、我が国としては、これらに起因する様々な事態（以下「各種事態」という。）に的確に対応する必要がある。また、地域の安全保障課題とともに、グローバルな安全保障課題に対し、同盟国、友好国その他の関係各国（以下「同盟国等」という。）と協力して積極的に取り組むことが重要になっている。

IV 我が国の安全保障の基本方針

1 我が国自身の努力

(1) 基本的考え方

我が国の安全保障の目標を達成するための根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、我が国防衛の基本方針の下、同盟国等とも連携しつつ、平素から国として総力を挙げて取り組むとともに、各種事態の発生に際しては、事態の推移に応じてシームレスに対応する。

(2) 統合的かつ戦略的な取組

以下により、国として統合的かつ戦略的に取り組む。

ア 関係機関における情報収集・分析能力の向上に取り組むとともに、各府省が相互に協力しつつ、より緊密な情報共有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全体制を強化する。その際、情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から、宇宙の開発及び利用を推進する。また、サイバー空間の安定的利用のため、サイバー攻撃への対処態勢及び対応能力を総合的に強化する。

イ 平素より、内閣官房、防衛省・自衛隊、警察、海上保安庁、外務省、法務省その他の関係機関が連携し、各種事態の発生に際しては内閣総理大臣を中心とする内閣が迅速・的確に意思決定を行い、地方公共団体等とも連携しつつ、政府一体となって対応する。このため、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施する

など、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

ウ 安全保障会議を含む、安全保障に関する内閣の組織・機能・体制等を検証した上で、首相官邸に国家安全保障に関し関係閣僚間の政策調整と内閣総理大臣への助言等を行う組織を設置する。

エ 各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、国と地方公共団体等が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

オ 国際平和協力活動を始めとするグローバルな安全保障環境の改善のための取組においては、関係機関の連携はもとより、非政府組織等とも連携・協力を図ることにより効率的かつ効果的に対応する。また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等我が国の参加の在り方を検討する。

カ 安全保障・防衛問題に関する国民の理解を得つつ国全体としての安全保障を確保するため、我が国の安全保障・防衛政策をより分かりやすくするための努力を行う。同時に、国際社会における我が国の安全保障・防衛政策への理解を一層促進するため対外情報発信を強化する。

(3) 我が国の防衛力一動的防衛力

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するという国家の意思と能力を表すものである。

今日の安全保障環境のすう勢下においては、安全保障課題に対し、実効的に対処し得る防衛力を構築することが重要である。特に、軍事科学技術の飛躍的な発展に伴い、兆候が現れてから各種事態が発生するまでの時間が短縮化される傾向にあること等から、事態に迅速かつシームレスに対応するためには、即応性を始めとする総合的な部隊運用能力が重要性を増してきている。また、防衛力を単に保持することではなく、平素から情報収集・警戒監視・偵察活動を含む適時・適切な運用を行い、我が国の意思と高い防衛能力を明示しておくことが、我が国周辺の安定に寄与するとともに、抑止力の信頼性を高める重要な要素となってきた。このため、装備の運用水準を高め、その活動量を増大させることによって、より大きな能力を発揮することが求められており、このような防衛力の運用に着眼した動的な抑止力を重視していく必要がある。

同時に、防衛力の役割は多様化しつつ増大しており、二国間・多国間の協力関係を強化し、国際平和協力活動を積極的に実施していくことなどが求められている。

以上の観点から、今後の防衛力については、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要である。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の防衛力を着実に整備することが必要である。その際、厳しい財政事情を踏まえ、本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる

装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成する。また、人事制度の抜本的な見直しにより、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向上等を推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を図る。

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。

こうした日米同盟の意義を踏まえ、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていく。このため、日米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標及び役割・任務・能力に関する日米間の検討を引き続き行うなど、戦略的な対話及び具体的な政策調整に継続的に取り組む。また、情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力といった従来の分野における協力や、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための協議を推進する。さらに、地域における不測の事態に対する米軍の抑止及び対処力の強化を目指し、日米協力の充実を図るための措置を検討する。加えて、共同訓練、施設の共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとともに、国際平和協力活動等を通じた協力や、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保等の国際公共財の維持強化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的及びグローバルな協力を推進する。

こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

3 国際社会における多層的な安全保障協力

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域において、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、日米同盟ともあいまって、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むために不可欠である。

特に、米国の同盟国であり、我が国と基本的な価値及び安全保障上の多くの利益を共有する韓国及びオーストラリアとは、二国間及び米国を含めた多国間での協力を強化する。そして、伝統的パートナーであるASEAN諸国との安全保障協力を維持・強化していく。また、アフリカ、中東から東アジアに至る海上交通の安全確保等に共通の利害を有するインドを始めとする関係各国との協力を強化する。

この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障対話・交流等を通じて信頼関係を増進するとともに、非伝統的安全保障分野等における協力関係の構築・発展を図る。特に、中国との間では、戦略的互恵関係の

構築の一環として、様々な分野で建設的な協力関係を強化することが極めて重要との認識の下、中国が国際社会において責任ある行動をとるよう、同盟国等とも協力して積極的な関与を行う。

多国間の安全保障協力については、ASEAN地域フォーラム（ARF）や拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）等の枠組み等を通じ、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たす。

(2) 国際社会の一員としての協力

グローバルな安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するよう、紛争、テロ等の根本原因の解決等のために政府開発援助（ODA）を戦略的・効果的に活用するなど外交活動を積極的に推進する。

このような外交活動と一体となって、国際平和協力活動に積極的に取り組む。その際、我が国の知識・経験等をいかした支援に努めるとともに、我が国が置かれた諸条件を総合的に勘案して、戦略的に実施するものとする。

さらに、グローバルな安全保障課題への取組に関し、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たす。このほか、大規模災害やパンデミックに際し、人道支援・災害救援等に積極的に取り組む。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処するためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国際連合の機構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められており、我が国としても引き続き積極的にこの問題に取り組む。

V 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の動的防衛力という考え方の下、以下の分野において、適切にその役割を果たし得るものとする。その際、平素からの関係機関との連携を確保する。

(1) 実効的な抑止及び対処

我が国周辺における各国の軍事動向を把握し、各種兆候を早期に察知するため、平素から我が国及びその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（以下「常統監視」という。）による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応する。また、本格的な侵略事態への備えについて、不確実な将来情勢の変化への必要最小限の備えを保持する。

その際、特に以下を重視する。

ア 周辺海空域の安全確保

周辺海空域において常統監視を行うなど同海空域の安全確保に努め、我が国の権益を侵害する行為に対して実効的に対応する。

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対しては、機動運用可能な部隊を迅速に展開し、平素から配置している部隊と協力して侵略を阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における

航空優勢及び海上輸送路の安全を確保する。

ウ サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対しては、自衛隊の情報システムを防護するために必要な機能を統合的に運用して対処するとともに、サイバー攻撃に関する高度な知識・技能を集積し、政府全体として行う対応に寄与する。

エ ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対しては、機動性を重視しつつ即応性の高い部隊により迅速かつ柔軟に対応する。特に、沿岸部での潜入阻止のための警戒監視、重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を重視する。

オ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、常時継続的な警戒態勢を保持するとともに、多層的な防護態勢により迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルにも実効的に対応する。また、万が一被害が発生した場合には、被害を局限すべく事後対処を行う。

カ 複合事態への対応

上記の事態については、複数の事態の連続的又は同時の生起も想定し、事態に応じ実効的な対応を行う。

キ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等に対しては、地方公共団体等と連携・協力し、国内のどの地域においても災害救援を実施する。

(2) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺の安全保障環境の安定を目指す。

また、アジア太平洋地域の安定化を図るため、日米同盟関係を深化させつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習を多層的に推進する。また、非伝統的安全保障分野において、地雷・不発弾処理等を含む自衛隊が有する能力を活用し、実効的な協力を推進するとともに、域内協力枠組みの構築・強化や域内諸国の能力構築支援に取り組む。

(3) グローバルな安全保障環境の改善

人道復興支援を始めとする平和構築や停戦監視を含む国際平和協力活動に引き続き積極的に取り組む。また、国際連合等が行う軍備管理・軍縮、不拡散等の分野における諸活動や能力構築支援に積極的に関与するとともに、同盟国等と協力して、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持のための取組等を積極的に推進する。

2 自衛隊の態勢

自衛隊は、1で述べた防衛力の役割を実効的に果たし得るよう、各種事態等への対応に必要な態勢に加え、以下に示す態勢を保持する。

(1) 即応態勢

待機態勢の保持、機動力の向上、練度・可動率の維持向上等を行い、部隊等の即応性を高め、これを適切かつ効率的に配置することにより、迅速かつ効果的に活動を行い得るようになる。また、自衛隊が動的防衛力として抑止・対処において有効に役割を果たせるよう、基地機能の抗たん性を確保するとともに、燃料、弾薬（訓練弾を含む）を確保し、維持整備に万全を期すものとする。

(2) 統合運用態勢

迅速かつ効果的な対処に必要な情報収集態勢を保持するほか、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した

指揮統制機能及び情報共有態勢並びにサイバー攻撃対処態勢を保持することにより、統合運用を円滑に実施し得るようになる。

(3) 国際平和協力活動の態勢

多様な任務、迅速な派遣、長期の活動にも対応し得る能力、態勢等の充実を図ることにより、国際平和協力活動を積極的に実施し得るようになる。

3 自衛隊の体制

(1) 基本的な考え方

自衛隊は、2で述べた態勢を保持しつつ、1で述べた防衛力の役割を効果的に果たし得る体制を効率的に保持することとする。

その際、効果的・効率的な防衛力整備を行う観点から、各種の活動に活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能及び非代替的な機能を優先的に整備する。具体的には、冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図る。

さらに、各自衛隊に係る予算配分についても、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し総合的な見地から思い切った見直しを行う。

また、統合運用の推進や日米共同による対処態勢構築の推進等の観点から、陸上自衛隊の作戦基本部隊（師団・旅団）及び方面隊の在り方について、指揮・管理機能の効率化にも留意しつつ、総合的に検討する。

なお、本格的な侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り保持することとする。

(2) 体制整備に当たっての重視事項

自衛隊の体制整備に当たっては、次の事項を重視する。

ア 統合の強化

統合の強化に向け、統合幕僚監部の機能の強化を始め、指揮統制、情報収集、教育訓練等の統合運用基盤を強化する。また、輸送、衛生、高射、救難、調達・補給・整備、駐屯地・基地業務等、各自衛隊に横断的な機能について、整理、共同部隊化、集約・拠点化等により、統合の観点から効果的かつ効率的な体制を整備する。

イ 島嶼部における対応能力の強化

自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部について、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊が活動を行う際の拠点、機動力、輸送能力及び実効的な対処能力を整備することにより、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保に関する能力を強化する。

ウ 国際平和協力活動への対応能力の強化

各種装備品等の改修、海上及び航空輸送力の整備、後方支援態勢の強化を行うほか、施設・衛生等の機能や教育訓練体制の充実を図ることにより、国際平和協力活動への対応能力を強化する。

エ 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有等を適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や情報本部等の総合的な分析・評価能力等を強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備する。また、自衛隊の海外派遣部隊等が

円滑かつ安全に任務を行い得るよう地理情報等の情報収集能力を強化するなど、遠隔地での活動に対する情報支援を適切に行う体制を整備する。さらに、関係国との情報協力・交流の拡大・強化に取り組む。

オ 科学技術の発展への対応

高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力を整備するため、各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備することにより、確実な指揮命令と迅速な情報共有を確保するとともに、サイバー攻撃対処を統合的に実施する体制を整備する。

カ 効率的・効果的な防衛力整備

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化・合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。このため、事業の優先順位を明確にして選択と集中を行うとともに、Ⅵの取組を推進する。

(3) 各自衛隊の体制

ア 陸上自衛隊

(ア) 各種の機能を有機的に連携させ、各種事態に有効に対応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、各地に迅速に展開することが可能で、かつ国際平和協力活動等多様な任務を効果的に遂行し得る部隊を、地域の特性に応じて適切に配置する。この際、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部の防衛についても重視するとともに、部隊の編成及び人的構成を見直し、効率化・合理化を徹底する。

(イ) 航空輸送、空挺、特殊武器防護、特殊作戦及び国際平和協力活動等に有効に対応し得るよう、専門的機能を備えた機動運用部隊を保持する。

(ウ) 作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行い得るよう、地対空誘導弾部隊を保持する。

イ 海上自衛隊

(ア) 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動等を実施し得るよう、機動的に運用する護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。また、当該艦艇部隊は、ウ(ウ)の地対空誘導弾部隊とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国全体を多層的に防護し得る機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦を保持する。

(イ) 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

(ウ) 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

(エ) 我が国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、掃海部隊を保持する。

ウ 航空自衛隊

(ア) 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するほか、必要とする場合に警戒管制を有効に行い得るよう、航空警戒管制部隊を保持する。

(イ) 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、(ア)の航空警戒管制部隊に加え、能力の高い新戦闘機を保有する戦闘機部隊、航空偵察部隊、国際平和協力活動等を効果的に実施し得る航空輸送部隊及び空中給油・輸送部隊を保持する。

(ウ) 重要地域の防空を実施するとともに、イ(ア)のイージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国全体を多層的に防護し得る機能を備えた地対空誘導弾部隊を保持する。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

Ⅵ 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(1) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のための各種施策を推進する。社会の少子化・高学歴化と自衛隊の任務の多様化等に的確に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施するとともに、隊員の壮健性維持に資する衛生基盤等を整備する。また、安全保障問題に関する研究・教育を推進し、同問題に係る知的基盤を充実・強化する。さらに、過酷又は危険な任務の遂行に対して適切な処遇が確保されるよう、制度全般について見直しを行う。

同時に、自衛隊全体の人員規模及び人員構成を適切に管理し、精強性を確保する。その際、自衛隊が遂行すべき任務や体力、経験、技能等のバランスに留意しつつ士を増勢し、幹部及び准曹の構成比率を引き下げ、階級及び年齢構成の在り方を見直す。さらに、人員配置の適正化の観点から自衛官の職務の再整理を行い、第一線部隊等に若年隊員を優先的に充当するとともに、その他の職務について最適化された給与等の処遇を適用するなど、国家公務員全体の人件費削減の方向性に沿った人事施策の見直しを含む人事制度改革を実施する。以上に加え、民間活力の一層の有効活用等により、後方業務の効率化等、人員の一層の合理化を進め、人件費を抑制することにより、厳しい財政事情の中で有効な防衛力を確保する。この際、社会における退職自衛官の有効活用を図り、公的部門での受入れを含む再就職支援や退職後の礼遇等に関する施策を推進し、これらと一体のものとして早期退職制度等の導入を図る。また、官民の協力や人的交流を積極的に進める。

(2) 装備品等の運用基盤の充実

装備品等の維持整備を効率的かつ効果的に行い、可動率を高い水準で維持するなど防衛力の運用に不可欠な装備品等の運用基盤の充実を図る。

(3) 装備品取得の一層の効率化

契約に係る制度全般の改善や短期集中調達・一括調達等効率的な調達方式の一層の採用を図るなど、調達価格を含むライフサイクルコストの抑制を更に徹底し、費用対効果を高める。また、外部監査制度の充実を進め、調達の透明性を向上させる。

(4) 防衛生産・技術基盤の維持・育成

安全保障の重要性の観点から、防衛生産・技術基盤について、真に国内に保持すべき重要なものを特定し、その分野の維持・育成に注力して、選択と集中の実現により安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術

基盤に関する戦略を策定する。

- (5) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討
平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する。
- (6) 防衛施設と周辺地域との調和
関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

Ⅶ 留意事項

- この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭に置き、防衛力の変革を図るものであるが、情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。
- この大綱に定める防衛力へ円滑・迅速・的確な移行が行われるよう、計画的な移行管理を行うとともに、事後検証を行う。また、1の見直しに資するため、あるべき防衛力の姿について不断の検討を行う。

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万4千人 14万7千人 7千人
	基幹部隊	平素地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	中央即応集団 1個機甲師団
		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群/連隊
主要装備	戦車 火炮	約400両 約400門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛艦
		潜水艦部隊	6個潜水隊
		掃海部隊	1個掃海隊群
		哨戒機部隊	9個航空隊
主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	48隻 22隻 約150機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)
		戦闘機部隊	12個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊
主要装備	空中給油・輸送部隊	1個飛行隊	
	地对空誘導弾部隊	6個高射群	
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊	作戦用航空機 うち戦闘機	約340機 約260機	
	イージス・システム搭載護衛艦	6隻	
	航空警戒管制部隊	11個警戒群/隊	
	地对空誘導弾部隊	6個高射群	

- (注) 1 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。
- 2 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

資料8 内閣官房長官談話

平成22年12月17日

- 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について」を決定いたしました。
 - 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しについては、昨年12月に閣議決定された「平成22年度の防衛力整備等について」にあるとおり、昨年9月の政権交代という歴史的転換を経て、政府として十分な検討を行う必要があることから、平成22年中に結論を得ることとしたところであります。
 - 政府としては、安全保障会議の場における検討等の結果、我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因が多様で複雑かつ重層的なものとなっている新たな安全保障環境の下で、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、新たな指針を示すことが必要であると判断し、今般、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定いたしました。
 - この新「防衛大綱」においては、まず、我が国の安全保障と防衛力を考えるに当たっての前提となる基本理念を明らかにしました。我が国の安全保障の目標については、第1として、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除し、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保すること、第2として、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威発生を予防し、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保すること、第3として、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することの三つを掲げております。
- これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会における多層的な安全保障協力を統合的に組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備する、との我が国防衛の基本方針を引き続き堅持するとともに、非伝統的安全保障問題への対応を含む国際平和協力活動に積極的に取り組むこととしております。
- 新たな安全保障環境の下、我が国としては、各種事態に的確に対応するとともに、様々な安全保障課題に対し、同盟国等と協力して積極的に取り組むことが重要になっております。我が国の安全保障の目標を達成するための取組については、まず、我が国自身の努力として、平素から国として総力を挙げて取り組むとともに、各種事態の発生に際しては、事態の推移に応じてシームレスに対応することとしております。具体的には、統合的かつ戦略的な取組として、関係機関における情報収集・分析能力の向上、情報保全体制の強化、内閣の迅速・的確な意思決定を挙げ、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、必要な対応について検討すること、さらに、国家安全保障に関し内閣の組織・機能・体制等を検証した上で、首相官邸に關係閣僚間の政策調整と内閣総理大臣への助言等を行う組織を設置する方針を明らかにしております。また、国際平和協力活動等に効率的かつ効果的に対応することや国連平和維持活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等我が国の参加の在り方を検討することを挙げております。
 - 安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、安全保障環境の変化に対応して、防衛力の存在自体による抑止

効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築することを明らかにしており、これは今回の新「防衛大綱」の大きな特色の一つとなっております。

新たな安全保障環境のすう勢の下、今後の防衛力については、各種事態に対し実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要であります。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築することとしております。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の防衛力を着実に整備することが必要です。その際、厳しい財政事情を踏まえ、本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図ることとしております。また、人事制度の抜本的見直しにより、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向上等を推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を図ることとしております。

- 7 次に、同盟国との協力について、我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする日米同盟を維持しておりますが、その意義を踏まえ、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていくこととしております。このため、共通の戦略目標や役割・任務・能力に関する戦略的な対話等に取り組むとともに、情報協力、計画検討作業等の従来の分野における協力や拡大抑止の信頼性向上のための協議等を推進し、さらに、日米協力の充実を図るための措置を検討しております。これに加え、共同訓練、施設の共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとともに、宇宙、サイバー空間における対応といった新たな分野を含め、地域的及びグローバルな協力を推進しております。

こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施し、また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進しております。

- 8 さらに、国際社会における多層的な安全保障協力として、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することが、日米同盟ともあいまって、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で不可欠であるという考え方を明らかにしております。その上で、米国の同盟国である韓国及びオーストラリアとの協力、海上交通の安全確保等に共通の利害を有するインド等との協力、中国やロシアとの安全保障対話・交流等を通じた信頼関係増進等の具体的な取組の方向性を示しております。また、国際社会の一員として、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用や国際平和協力活動への積極的な取組を掲げるとともに、欧州連合、北大西洋条約機構等とも協力関係の強化を図ることとしております。
- 9 今後の防衛力の在り方については、動的防衛力という考え方の下、防衛力が果たすべき役割として、実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化及び

グローバルな安全保障環境の改善を挙げております。このうち、実効的な抑止及び対処については、周辺海空域の安全確保やサイバー攻撃への対応を新たな役割として位置付けたほか、引き続き島嶼部に対する攻撃や弾道ミサイル攻撃に対応することとしております。また、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化については、我が国周辺における常時継続的な警戒監視活動等の適時適切な実施、防衛協力・交流等の多層的な推進、非伝統的安全保障分野における実効的な協力の推進等を掲げております。さらに、グローバルな安全保障環境の改善については、国際平和協力活動に引き続き積極的に取り組むとともに、軍備管理・軍縮や不拡散等のほか、国際テロ対策等のための取組を推進することとしております。

これらの役割を実効的に果たすため、自衛隊は、即応態勢、統合運用態勢及び国際平和協力活動の態勢を重視することとしております。

- 10 次に、自衛隊の体制整備に当たっては、動的防衛力を効果的・効率的に構築する観点から、冷戦型の装備・編成を縮減するとともに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることとしております。さらに、縦割りを排除し各自衛隊に係る予算配分についても、安全保障環境の変化に応じ、総合的な見地から思い切った見直しを行うこととしております。こうした言わばメリハリ付けも、新「防衛大綱」の特色となっております。
- 11 防衛力がその能力を十全に発揮できるためには、物的な基盤とともに人的な基盤を充実させることが重要となります。このような観点から、自衛隊の人員規模及び人員構成を適切に管理し、精強性を確保することとし、幹部及び准曹の構成比率の引下げ、階級や年齢構成の在り方の見直し等人事制度改革の実施について、踏み込んだ方針を明示したことも、新「防衛大綱」の特色であります。そのほか、契約制度や調達方式の改善による装備品取得の一層の効率化、防衛生産・技術基盤の維持・育成のための中長期的な戦略の策定、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討等を明らかにしております。

なお、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念は引き続き堅持します。

12 新「防衛大綱」における防衛力の目標水準の達成時期については、現大綱と同様におおむね10年後までを念頭に置くこととしました。また、情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、必要な見直しを行うことを明らかにするとともに、この見直しに資するため防衛力について不断の検討を行うこととしております。

- 13 新「中期防」は、新「防衛大綱」に定める我が国が保有すべき防衛力の水準を達成するために策定したものであります。動的防衛力を構築するため、5年間で達成すべき計画として、各自衛隊の基幹部隊の見直しや計画期間末の自衛官の定数について明らかにするとともに、自衛隊の能力等に関する主要事業を掲げております。また、日米安保体制強化のための施策についても明らかにしており、このうち、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的に確保するための取組については、在日米軍駐留経費負担を今後5年間、一層効率的かつ計画的な執行を行うことを前提に、平成22年度予算額（1,881億円）の水準をおおむね維持することとします。

計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応等に安全保障会議の承認を得て措置す

ることができる額を含め、平成22年度価格でおおむね23兆4千9百億円程度をめぐとしております。

14 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料9 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」の決定について（防衛大臣談話）

平成22年12月17日

1 はじめに

本日、安全保障会議及び閣議において、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」について」が決定されました。

現「防衛大綱」は、策定から5年後に必要な修正を行うこととされてきましたが、昨年9月の政権交代という歴史的転換を経て、防衛大綱の見直しという国家の安全保障にかかわる重要課題は、新しい政府として十分な検討を行う必要があることから、昨年12月の閣議において平成22年中に結論を得ることとしたものです。

防衛省としても、この閣議決定を受け、精力的な検討を行ってきたところであり、本年9月からは、安全保障会議と関係閣僚の間で、総合的な観点からの検討が行われてまいりました。これらの検討を経て、本日、新たな防衛大綱と中期防衛力整備計画の決定に至ったものであります。

2 新たな防衛力の構想

新「防衛大綱」では、実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化、グローバルな安全保障環境の改善を防衛力の役割としています。そして、これら三つの役割を果たすため、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築することとしています。その内容は次の通りです。

(1) 基本的考え方

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」の有効な部分を継承することとした現「防衛大綱」に従って、防衛力を整備してきました。この「基盤的防衛力構想」は、東西両陣営の対峙が国際関係の基本構造をなし、また、自衛隊の海外派遣が想定されなかった時代に案出されたものですが、我が国が置かれている状況は、当時から大きく変化しています。

現在の世界における多くの安全保障問題は地理的な境界を超えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっています。この中で軍事力の役割は一層多様化し、人道支援・災害救援、平和維持、海賊対処等平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあります。自衛隊も、これまで国際平和協力活動を数多く実施してきており、自衛隊の海外での活動は日常化しております。

一方、我が国周辺においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させています。このような我が国周辺のすう勢下においては、防衛力の存在自体によって相手を抑止する、いわば静的な抑止のみならず、平素から各種の活動

を適時・適切に行うことによって国家の意思や高い防衛能力を示す、いわば動的な抑止が重要となります。

このような状況を踏まえれば、新「防衛大綱」に定められた三つの役割を効果的に果たすための各種の活動を通じて、我が国の主権、平和と安全及び繁栄を確保することが重要になってきているといえます。このため、新「防衛大綱」では、防衛力の「運用」に焦点を当てた「動的防衛力」を構築することとし、装備の量と質の確保のみならず、自衛隊の活動量を増していくことを主眼としています。この考え方の下、防衛力の適切な整備、維持及び運用を行ってまいります。

その際、日本国憲法の下、従来からの防衛の基本方針は堅持するとともに、東西冷戦のような対立構造を前提とする、いわゆる脅威対抗のような考え方には立たず、我が国が置かれた安全保障環境において重視すべき事態への実効的な対応態勢を確保してまいります。

(2) 保有すべき防衛力の特性等

今後構築すべき動的防衛力は、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられたものとします。その際、優先して整備すべき機能・能力へ資源を適切に配分するほか、装備品等の維持整備を効果的かつ効率的に行い、その可動率を高い水準で維持するとともに、要員の練度を向上させるなど防衛力の運用に不可欠な基盤の充実も図ってまいります。

また、日頃の訓練や演習、シミュレーション等を通じて、防衛力の運用に関する計画・体制・制度を点検するとともに、関係機関や地方公共団体等との連携を強化し、必要な措置を講じてまいります。

(3) 動的防衛力の運用

新たな防衛力構想の下、以下の3点を重視して、防衛力を運用することといたします。

第一に、情報収集・警戒監視・偵察活動等の平素の活動の常時継続的かつ戦略的な実施です。我が国周辺で軍や関係機関による活動が活発化する中、こうした活動は、我が国周辺の環境が望ましくないものへ変化することの防止にも寄与するものになります。

第二に、各種の事態への迅速かつシームレスな対応です。軍事科学技術等の進展に伴い、兆候が現れてから事態が発生するまでの間は短縮化する傾向にあることなどから、国内外における突発的な事態に適切に対応することが重要となっています。

第三に、諸外国との協調的活動の多層的な推進です。これは、多様化・複雑化する安全保障上の課題や不安定要因への対応に不可欠であり、また、諸外国との協調的關係の発展や我が国の国際社会における存在感の高まりにも寄与するものです。

3 日米同盟の深化・発展

我が国の平和と安全を確保するため、今後とも日米同盟が不可欠であることに変わりはありません。加えて、今日では、日米同盟は、地域の国々に大きな安心をもたらす存在ともなっています。さらに、日米同盟に基礎を置く両国の緊密な関係は、政治、経済、社会等の幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基盤となっており、また、安全保障に関する多国間対話の推進や国際社会の取組を効果的に進める上でも重要です。このように日米同盟は、我が国の、地域の、そしてグローバルな安全保障にとって重要な役割を担っています。そのため、我が国自身の防衛力の三つの役割と相乗効果を発揮するように、自衛隊と米軍との一層緊密な連携を実現し、新たな安全保障環境にふさわ

しい形で日米同盟を深化・発展させてまいります。

今後の日米防衛協力においては、日米両国が事態の推移に応じてシームレスに連携・協力できる態勢の強化や自衛隊と米軍の相互運用性を向上させることにより、日米両国の意思や高い防衛能力を示すことが重要です。このため、共同訓練及び施設の共同使用の拡大や装備技術協力の更なる進展といった、平素の日米共同の活動の活発化に努めてまいります。また、地域的課題やグローバルな課題の解決にも我が国が積極的な役割を果たすことができるよう、協力を強化してまいります。

4 国際社会の責任ある一員としての努力

(1) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

アジア太平洋地域においては、多国間の枠組等を活用して域内の規範構築や具体的な問題の解決に向けた協力を目指す動きが進んでいます。防衛省・自衛隊としても、このような動向の中で適切な役割を果たすことが重要であると認識しております。このため、非伝統的安全保障分野を中心に、地雷・不発弾処理等を含む自衛隊が有する能力を活用し、実際的な協力を推進するとともに、域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援等に取り組んでまいります。また、これらの取組に当たっては、二国間・多国間の国際協力を多層的に組み合わせ、特に、韓国やオーストラリア等我が国と基本的な価値観や利益を共有し得る国との協力関係を一層強化するとともに、米国を含めた三国間の協力等も推進してまいります。こうした多層的な協調的活動を通じ、地域の一層の安定化に努力してまいります。

(2) グローバルな安全保障環境の改善

国際社会の平和と安定は、我が国の平和と安全と不可分となっており、かかる認識の下、国際社会の責任ある一員として、平和構築や停戦監視を含む国際平和協力活動にさらに主体的、積極的かつ戦略的に取り組むとともに、自衛隊の保有する能力を活かし、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持、破綻国家等の能力構築支援等に取り組んでまいります。その際、効果的・効率的な活動を行う観点から、施設、衛生、輸送等ニーズの高い分野を中心とする活動基盤の強化を図ってまいります。

また、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の運搬手段の拡散は、引き続き我が国を含む国際社会にとっての差し迫った課題です。このほか、各国の経済活動や軍事活動が海洋、宇宙、サイバー空間の利用に依存を深める中、新「防衛大綱」では、それらの安定的利用の維持・強化を図ることとしております。これらの国際社会の課題に対応するための様々な国際協力に積極的に取り組んでまいります。

さらに、近年、国際的な安全保障に多大な影響を与えかねない問題が新たに注目されており、防衛省としても、気候変動や資源の制約が安全保障環境や作戦環境に及ぼす影響について検討を行い、必要な措置を講じてまいります。

5 防衛装備品をめぐる諸課題への対応

安全保障上の重要性等の観点から、国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤の維持・育成を重点的に実施するとともに、実効性ある防衛力整備を効率的に実施するとの観点も踏まえ、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定します。

また、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与等を、より迅速かつ柔軟に行うことで、平和維持・平和構築、人道支援・災害救援等の平和への貢献や国際的な協力をより効果的に行える機会が増加しています。さらに、装備品の技術が高度化し、開発費用が高騰する中、特に先端装備品の

開発・生産における各国の連携が顕著であり、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっています。防衛省としても、このような大きな変化に対応するための方策について検討してまいります。

6 今後の防衛力整備

防衛省としては、新「防衛大綱」に従い、動的防衛力を構築するため、新「中期防」に基づいて防衛力を整備してまいります。その際、南西地域も含む防衛態勢の充実に向け、機動力の向上等優先整備すべき機能を重点化し選択的に資源を集中する一方、戦車・火砲を縮減するなど効率化・合理化を徹底し、従前の例にとらわれず縦割りを排除した横断的な視点に立って、メリハリのある防衛力整備を進めてまいります。

特に、動的防衛力の強化に資するため、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保、さらには各種の事態が複合して発生した場合への対応においても、各自衛隊が一体となって有機的に対処し、国民の安全を確保できる体制を構築します。このため、統合的な観点から、各自衛隊における機動力、輸送能力及び実効的な対処能力の向上や、部隊の在り方について検討します。また、統合幕僚監部の機能強化をはじめとする指揮統制機能の向上についても検討します。検討に際しては、各自衛隊に横断的な機能の整理等を行い、実効的かつ効率的な体制を構築してまいります。

さらに、人事制度改革や装備品等の取得改革を推進するとともに、装備品の維持整備をはじめとする後方事業を重視してまいります。

これらの取組により、防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成しつつ、防衛力の精強性・実効性の向上に努めてまいります。

なお、これらの課題への対応は、動的防衛力を強化し、新たな時代の防衛力を構築していく上で不可欠なものであり、こうした改革を総合的かつ集中的に推進するための体制を整備した上で、省を挙げて精力的に検討を行っていくこととしています。

新「中期防」に定める計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応等に措置できる額を含め、23兆4千9百億円を限度としており、平成22年度予算と比較した場合の平均伸率は0.1%増であります。厳しい財政事情の中にあっても、必要な経費はぎりぎり確保できたものと考えており、動的防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めてまいります。

7 おわりに

国の防衛は、国家の最も基本的な施策であるとともに、国民一人ひとりによって支えられているものであり、自衛隊の活動も国民や社会の支援なくしては成り立ち得ません。防衛省としては、この新「防衛大綱」の下、国民各位の理解を得つつ、その期待と信頼に応え得るよう、全力を尽くしてまいります。国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料10 平成25年度の防衛力整備等について

(平成25年1月25日 安全保障会議決定)
閣議決定

(「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直し等について)

1 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定。以下「現大綱」という。)

策定されて以降、我が国周辺の安全保障環境は、一層厳しさを増している。北朝鮮は、「人工衛星」と称するミサイルの発射を行った。また、中国は、我が国領海侵入及び領空侵犯を含む我が国周辺海空域における活動を急速に拡大させている。

一方、米国は、新たな国防戦略指針の下、アジア太平洋地域におけるプレゼンスを強調し、我が国を含む同盟国等との連携・協力の強化を指向している。なお、東日本大震災における自衛隊の活動においても、対応が求められる教訓が得られている。

このような変化を踏まえ、日米同盟を更に強化するとともに、現下の状況に即応して我が国の防衛態勢を強化していく観点から現大綱を見直し、自衛隊が求められる役割に十分対応できる実効的な防衛力の効率的な整備に向けて取り組むこととし、平成25年中にその結論を得ることとする。

また、「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定）は、これを廃止することとし、今後の中期的な防衛力の整備計画については、現大綱の見直しと併せて検討の上、必要な措置を講ずることとする。

（平成25年度の防衛予算の編成の準拠となる方針）

2 現大綱の見直し等の結論は平成26年度以降に反映されることとなる中で、平成25年度の防衛予算を編成するに当たっては、その準拠とする方針を別紙のとおり定め、上記の安全保障環境の変化への対応に必要な防衛力を整備することとする。

（別紙）

平成25年度の防衛予算の編成の準拠となる方針

1 考慮すべき環境

我が国周辺の安全保障環境については、北朝鮮が引き続き核・弾道ミサイルの開発を推進し、地域の重大な不安定要因であり続けているほか、周辺国による軍事力の近代化及び軍事的活動の活発化が継続している。また、最近の中国による領海侵入及び領空侵犯を含む我が国周辺海空域における活動の活発化については十分に考慮する必要がある。さらに、東日本大震災という未曾有の大災害の経験により、大規模災害に対する備えの重要性が改めて認識されている。

また、財政事情については、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、「平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15ヶ月予算」として編成する」、また、「財政状況の悪化を防ぐため、民主党政権時代の歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する」こととされていることに

配慮が必要である。

2 基本的考え方

平成25年度においては、「1 考慮すべき環境」に示した我が国周辺の安全保障環境を踏まえ、以下の事項を重視しつつ、我が国の領土、領海、領空及び国民の生命・財産を守る態勢の強化に取り組む。

（1）各種事態への実効的な対応及び即応性の向上

南西地域を始めとする我が国周辺における情報収集・警戒監視及び安全確保に関する能力、島嶼防衛のための輸送力・機動力・防空能力、サイバー攻撃や弾道ミサイル攻撃への対応能力の向上に重点的に取り組む。また、かかる任務等の遂行に不可欠な情報機能や指揮通信能力を強化するとともに、装備品の可動率の向上等の即応性強化のための施策を推進する。

さらに、大規模自然災害や特殊な災害に際して、国民の生命・財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえた自衛隊の災害対応能力を強化する。なお、自衛官の定数については、現大綱の見直し等の結論を得るまで変更しないこととする。

（2）日米同盟の強化

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増していることから、「日米防衛協力のための指針」の見直しの検討を含め、日米防衛協力の実効性を更に強化するための施策を推進する。

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、普天間飛行場の移設を含む在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。

（3）国際的な安全保障環境の一層の安定化への取組

アジア太平洋地域を始めとする国際的な安全保障環境の一層の安定化を図るため、人道支援・災害救援その他の分野における各種協力、二国間及び多国間の対話等を更に推進する。

また、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散防止、テロ・海賊への対処、国連平和維持活動等の活動に主体的かつ積極的に対応するため、自衛隊による国際活動基盤の強化等に取り組む。

（4）効果的・効率的な防衛力整備

厳しい財政事情を踏まえ、現下の安全保障環境における喫緊の課題への対応に重点的に取り組むとともに、精強性向上の観点から自衛官の階級・年齢構成の適正化など人的資源の効果的な活用を図るほか、装備品等の効率的な取得のための取組を推進する。

特に、ライフサイクルコストの抑制を徹底して費用対効果を高めるとともに、昨年の調達に係る不適切な事案を踏まえ、調達プロセスの透明化及び契約制度の適正化を推進する。

資料11 平成25年度主要装備品などの整備の内訳

区 分		24年度 調達数量	24年度 補正調達数量	25年度			
				調達数量	金額 (億円)		
航空機	陸自	多用途ヘリコプター (UH-60JA)	1機	1機	1機	43 (0.2)	
		輸送ヘリコプター (CH-47JA)	2機	1機	—	—	
		戦闘ヘリコプター (AH-64D)	1機	—	1機	53	
	海自	固定翼哨戒機 (P-1)	—	—	2機	409 (78)	
		哨戒ヘリコプター (SH-60K)	4機	3機	—	—	
		掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	1機	2機	—	—	
		救難飛行艇 (US-2)	—	—	1機	123 (9)	
		初等練習機 (T-5)	4機	—	3機	7	
		練習ヘリコプター (TH-135)	—	—	3機	17	
		固定翼哨戒機 (P-3C) の機齢延伸	—	—	(2機)	8	
		哨戒ヘリコプター (SH-60J) の機齢延伸	(2機)	—	(2機)	9	
	空自	次期戦闘機 (F-35A)	4機	—	2機	299 (830)	
		戦闘機 (F-15) 近代化改修	(2機)	(4機)	(6機)	69	
		戦闘機 (F-15) 自己防御能力の向上	(1機)	(2機)	—	—	
		戦闘機 (F-2) 空対空戦闘能力の向上	(12機)	—	(12機)	43	
		戦闘機 (F-2) へのJDAM機能の付加	(20機)	—	(11機)	10	
		輸送機 (C-2)	2機	—	—	—	
		救難ヘリコプター (UH-60J)	—	2機	—	—	
		早期警戒管制機 (E-767) の能力向上	改修 部品	—	—	(—) (一式)	101
艦 船	海自	護衛艦 (DD)	—	—	1隻	701 (58)	
		護衛艦 (DDH)	1隻	—	—	—	
		潜水艦 (SS)	1隻	—	1隻	531 (0.8)	
		掃海艦 (MSO)	—	—	1隻	183 (34)	
		はつゆき型護衛艦等の艦齢延伸	工事	(—)	—	(—)	8
			部品	(1隻)	—	(3隻)	
		あさぎ型護衛艦の艦齢延伸	工事	(2隻)	—	(2隻)	59
			部品	(2隻)	—	(4隻)	
		あぶくま型護衛艦の艦齢延伸	工事	(—)	—	(—)	15
			部品	(2隻)	—	(4隻)	
		はたかぜ型護衛艦の艦齢延伸	工事	(—)	—	(—)	11
			部品	(1隻)	—	(1隻)	
		おやしお型潜水艦の艦齢延伸	工事	—	—	(2隻)	26
			部品	—	—	(1隻)	
		とわだ型補給艦の艦齢延伸	工事	—	—	(—)	2
部品	—		—	(2隻)			
むらさめ型護衛艦等の短SAMシステムの機能向上		(1隻)	—	—	—		
エアクッション艇の艦齢延伸	工事	(—)	—	(2隻)	3		
	部品	(1式)	—	(—)			
誘導弾	陸自	03式中距離地对空誘導弾	1個中隊	1個中隊	—	—	
		11式短距離地对空誘導弾	1式	1式	—	—	
		中距離多目的誘導弾	11セット	—	11セット	50 (2)	
		12式地对艦誘導弾	2両	—	4両	79 (55)	
	空自	地对空誘導弾 (ペトリオット (PAC-3ミサイルを除く))	111億円	112億円	—	38	
		ペトリオット・システムの改修	(3式)	(2式)	—	—	
基地防空用地対空誘導弾		2式	2式	—	5		

区 分		24年度 調達数量	24年度 補正調達数量	25年度		
				調達数量	金額(億円)	
火器・車両等	陸自	9mm拳銃	90丁	—	90丁	0.2
		89式小銃	9,513丁	—	6,949丁	19
		対人狙撃銃	49丁	—	75丁	0.5
		5.56mm機関銃MINIMI	200丁	—	188丁	4
		12.7mm重機関銃	113丁	—	114丁	6
		84mm無反動砲(B)	3門	—	17門	2
		81mm迫撃砲L16	6門	—	5門	0.6
		120mm迫撃砲RT	3門	—	2門	0.8
		99式自走155mmりゅう弾砲	6両	—	6両	58
		10式戦車	13両	—	14両	139
		軽装甲機動車	49両	—	44両	14
		96式装輪装甲車	13両	—	11両	14
		87式偵察警戒車	1両	—	1両	3
		NBC偵察車	—	—	2両	13
		車両、通信器材、施設器材等	645億円	945億円	—	496(6)
	空自	軽装甲機動車	2両	—	1両	0.4
BMD	海自	イージス艦の能力向上	(2隻)	—	(2隻分)	22

- (注) 1 24年度の調達数量は、当初予算の数量を示す。
2 金額は、装備品等の製造等に要する初度費を除く金額を表示している。初度費は、金額欄に()で記載(外数)。
3 調達数量は、25年度に新たに契約する数量を示す。(取得までに要する期間は装備品によって異なり、2年から5年の間)
4 調達数量欄の()は、既就役装備品の改善に係る数量を示す。
5 早期警戒管制機(E-767)の能力向上の調達数量については、上段が既就役装備品の改修役務の数量を、下段が能力向上に必要な部品等の数量を示しており、25年度調達数量の1式は4機分の能力向上に必要な部品等の一部を示す。また、艦齢延伸に係る措置の調達数量については、上段が艦齢延伸工事の隻数を、下段が艦齢延伸に伴う部品の調達数量を示す。
6 基地防空用地対空誘導弾の24年度調達数量については、教育用に供するための試作機の量産化改修1式を含む。
7 イージス艦の能力向上の25年度調達数量については、平成24年度から実施している「あたご」型護衛艦2隻のBMD艦化改修にかかる部品等の調達数量を示す。

資料12 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2013.3.31現在)

種 類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾発射機等	高射機関砲	戦 車	装甲車
保有概数	2,710	1,070	500	600	50	740	970

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元

種 類	品 目	火 器	総重量 (トン)	最高速度 (km/h)	乗員又は操作人員 (人)
戦 車	10式戦車	120mm戦車砲	約44	約70	3
	90式戦車	120mm戦車砲	約50	約70	3
装甲車	96式装輪装甲車	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃	約15	約100	10
	89式装甲戦闘車	35mm機関砲	約27	約70	10
	82式指揮通信車	12.7mm重機関銃	約14	約100	8
	87式偵察警戒車	25mm機関砲	約15	約100	5
野戦砲	155mmりゅう弾砲FH70	155mmりゅう弾砲	約9.6	約15	9
	99式自走155mmりゅう弾砲	◇	約40	約50	4
	203mm自走りゅう弾砲	203mmりゅう弾砲	約28	約55	5
高射機関砲	87式自走高射機関砲	35mm高射機関砲	約38	約55	3

(注) 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含み、最高速度は補助動力装置使用時。

資料13 主要航空機の保有数・性能諸元

(2013.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	2	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	70	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	84	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	38	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H/J	多用途	141	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	56	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	34	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
AH-64D	戦闘	10	150	2	18	6	ターボシャフト、双発		
海上自衛隊	固定翼	P-3C	哨戒	75	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
		P-1	哨戒	4	450	11	38	35	ターボファン、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	46	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	39	140	4	16	3	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海・輸送	6	150	7	22	6	ターボシャフト、3発
MCH-101	掃海・輸送	5	150	4	23	19	ターボシャフト、3発		
航空自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	62	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A/B	戦闘	92	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
		RF-4E/EJ	偵察	13	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	25	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	15	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	460	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油機能付加	1	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 保有数は、2013.3.31現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。
 3 F-4EJには、F-4EJ改55機を含む。

資料14 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数 (2013.3.31 現在)

区分	数(隻)	基準排水量(千トン)
護衛艦	48	225
潜水艦	16	45
機雷艦艇	29	27
哨戒艦艇	6	1
輸送艦艇	12	29
補助艦艇	30	126
計	141	452

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

性能諸元

種別	型別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主要装備		
護衛艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	あたご型	7,750	30	5インチ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2

種別	型別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主要装備		
護衛艦	しらね型	5,200	32 (31)	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2	短SAM装置×1 アスロック装置×1	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	ひゅうが型	13,950	30	高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2	ターター装置×1 SSM装置一式	アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	あきづき型	5,050	30	5インチ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2
潜水艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式		
	そうりゅう型	2,950	20	水中発射管一式		
掃海艦艇	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1	深深度掃海具一式	
	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
	ひらしま型	570	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
	えのしま型	570	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
ミサイル艇	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1	SSM装置一式	
輸送艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2	輸送用エアクッション艇×2	

資料15 誘導弾の性能諸元

(2013.3.31 現在)

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対弾道弾	ベトリオット (PAC-3)	空	約300	約5.2	約26	プログラム+指令+ レーダー・ホーミング
	SM-3	海	約1,500	約6.6	約35	指令+赤外線画像ホーミング
対航空機 対ミサイル	ベトリオット (PAC-2)	空	約1,000	約5.0	約41	プログラム+指令+TVM
	改良ホーク	陸	約640	約5.0	約36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地对空誘導弾 (中SAM)		約570	約4.9	約32	レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (C) (SAM-1C)		約100	約2.7/2.9	約16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	11式短距離地对空誘導弾	陸空	約100	約2.9	約16	レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (SAM-1)		約100	約2.7	約16	赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾 (SAM-2)		約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾 (B) (SAM-2B)	陸	約13	約1.5	約8	赤外線画像ホーミング
	93式近距離地对空誘導弾 (SAM-3)		約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	スタンダード (SM-1)		海	約630	約4.5	約34
	スタンダード (SM-2)	約710		約4.7	約34	指令+レーダー・ホーミング
	シースパロー (RIM-7F/M)	約230		約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	シースパロー (RIM-162)	約300		約3.8	約25	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	スパロー (AIM-7E/F/M)	空	約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー (AIM-9L)		約89	約2.9	約13	赤外線ホーミング
90式空対空誘導弾 (AAM-3)	約91		約3.0	約13	赤外線ホーミング	
99式空対空誘導弾 (AAM-4)	約220		約3.7	約20	レーダー・ホーミング	
04式空対空誘導弾 (AAM-5)	約95		約3.1	約13	赤外線ホーミング	

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対艦船	88式地对艦誘導弾 (SSM-1)	陸	約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	12式地对艦誘導弾		約710	約5.3	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング+GPS
	ハーブーン (SSM)	海	約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン (USM)		約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン (ASM)		約520	約3.9	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾 (SSM-1B)	空	約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾 (ASM-1C)		約510	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾 (ASM-1)		約600	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾 (ASM-2)		約530	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング
93式空対艦誘導弾 (ASM-2B)		約530	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング+GPS	
対戦車	87式対戦車誘導弾	陸	約12	約1.1	約11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約11	約0.9	約12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約18	約1.2	約15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約33	約1.6	約15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム (MPMS)		約59	約2.0	約16	慣性誘導+赤外線画像光ファイバTVM
	中距離多目的誘導弾		約26	約1.4	約14	赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング
	ヘルファイア	海	約48	約1.6	約18	レーザー・ホーミング

資料16 防衛関係費（当初予算）の推移

(単位：億円、%)

区分 年度	GNP・GDP (当初見直し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般 歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対GNP・ GDP比 (D/A)	防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B)	防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C)
昭30 (55)	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40 (65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7 (95)	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
18 (06)	5,139,000	796,860	△3.0	463,660	△1.9	47,906 48,139	△0.8 △0.9	0.932 0.937	6.01 6.04	10.3 10.4
19 (07)	5,219,000	829,088	4.0	469,784	1.3	47,818 48,016	△0.2 △0.3	0.916 0.916	5.77 5.79	10.2 10.2
20 (08)	5,269,000	830,613	0.2	472,845	0.7	47,426 47,796	△0.8 △0.5	0.900 0.907	5.71 5.75	10.0 10.1
21 (09)	5,102,000	885,480	6.6	517,310	9.4	47,028 47,741	△0.8 △0.1	0.922 0.936	5.31 5.39	9.1 9.2
22 (10)	4,752,000	922,992	4.2	534,542	3.3	46,826 47,903	△0.4 0.3	0.985 1.008	5.07 5.19	8.76 8.96
23 (11)	4,838,000	924,116	0.1	540,780	1.2	46,625 47,752	△0.4 △0.3	0.964 0.987	5.05 5.17	8.62 8.83
24 (12)	4,796,000	903,339	△2.2	512,450	△5.2	46,453 47,138	△0.4 △1.3	0.969 0.983	5.14 5.22	9.06 9.20
25 (13)	4,877,000	926,115	2.5	527,311	2.9	46,804 47,538	0.8 0.8	0.960 0.960	5.05 5.13	8.88 9.02

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産 (GNP)、平成7年度以降は、国内総生産 (GDP) であり、いずれも当初見直しである。
2 平成18年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費 (18年度：233億円、19年度：126億円、20年度：180億円、21年度：112億円、22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円) および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分 (19年度：72億円、20年度：191億円、21年度：602億円、22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円) を除いたもの、下段は含んだものである。
3 安全保障会議の経費については、平成20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

資料17 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

(単位：億円、%)

年度	一般会計歳出	防衛関係費	構成比	社会保障関係費	構成比	文教及び科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
18 (06)	796,860	47,906 48,139	6.0 6.0	205,739	25.8	52,671	6.6	72,015	9.0
19 (07)	829,088	47,818 48,016	5.8 5.8	211,409	25.5	52,743	6.4	69,473	8.4
20 (08)	830,613	47,426 47,796	5.7 5.8	217,824	26.2	53,122	6.4	67,352	8.1
21 (09)	885,480	47,028 47,741	5.3 5.4	248,344	28.0	53,104	6.0	70,701	8.0
22 (10)	922,992	46,826 47,903	5.1 5.2	272,686	29.5	55,872	6.1	57,731	6.3
23 (11)	924,116	46,625 47,752	5.0 5.2	287,079	31.1	55,100	6.0	49,743	5.4
24 (12)	903,339	46,453 47,138	5.1 5.2	263,901	29.2	54,057	6.0	45,734	5.1
25 (13)	926,115	46,804 47,538	5.1 5.1	291,224	31.4	53,687	5.8	52,853	5.7

- (注) 1 平成22年度の文教および科学振興費は、組替後のものである。
 2 防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（18年度：233億円、19年度：126億円、20年度：180億円、21年度：112億円、22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円）および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（19年度：72億円、20年度：191億円、21年度：602億円、22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円）を除いたもの、下段は含んだものである。
 3 安全保障会議の経費については、平成20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

資料18 防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移

(単位：億円、%)

区分	21		22		23		24		25	
	金額	構成比								
人件・糧食費	20,773	44.2 43.5	20,850	44.5 43.5	20,916	44.9 43.8	20,701	44.6 43.9	19,896	42.5 41.9
物件費	26,255 26,969	55.8 56.5	25,975 27,053	55.5 56.5	25,709 26,836	55.1 56.2	25,751 26,437	55.4 56.1	26,908 27,642	57.5 58.1
装備品等購入費	8,252	17.5 17.3	7,738	16.5 16.1	7,800	16.7 16.3	7,565	16.3 16.0	7,442	15.9 15.7
研究開発費	1,198	2.5 2.5	1,588	3.4 3.3	851	1.8 1.8	944	2.0 2.0	1,541	3.3 3.2
施設整備費	1,325	2.8 2.8	1,343	2.9 2.8	1,198	2.6 2.5	999	2.1 2.1	950	2.0 2.0
維持費等	10,336	22.0 21.7	10,181	21.8 21.3	10,713	23.0 22.4	11,057	23.8 23.5	11,134	23.8 23.4
基地対策経費	4,399	9.4 9.2	4,365	9.3 9.1	4,337	9.3 9.1	4,418	9.5 9.4	4,381	9.4 9.2
SACO関係経費	112	0.2	169	0.4	101	0.2	86	0.2	88	0.2
米軍再編関係経費 (地元負担軽減分)	602	0.3	909	1.9	1,027	2.1	599	1.3	646	1.4
その他	746	1.3 1.3	760	1.6 1.9	810	1.7 1.7	769	1.7 1.6	1,460	3.1 3.1
合計	47,028 47,741	100	46,825 47,903	100	46,625 47,752	100	46,453 47,138	100	46,804 47,538	100

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
 2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。
 4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
 5 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。
 7 平成25年度のその他は、東日本大震災復興特別会計への繰入れに必要な経費689億円を含む。
 8 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 9 金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（21年度：112億円、22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円）および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（21年度：602億円、22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料19 各国国防費の推移

国名	年度	09 (平成21)	10 (同22)	11 (同23)	12 (同24)	13 (同25)
日本 (億円)		47,028	46,826	46,625	46,453	46,804
		47,741	47,903	47,752	47,138	47,538
		△0.8% △0.1%	△0.4% 0.3%	△0.4% △0.3%	△0.4% △1.3%	0.8% 0.8%
米 国 (百万ドル)		636,742	666,703	678,064	650,851	637,443
		7.1%	4.7%	1.7%	△4.0%	△2.1%
英 国 (百万ポンド)		40,246	39,461	37,169	34,500	36,300
		4.3%	△2.0%	△5.8%	△7.2%	5.2%
ド イ ツ (百万ユーロ)		31,179	31,111	31,549	31,872	33,258
		5.9%	△0.2%	1.4%	1.0%	4.3%
フ ラ ンス (百万ユーロ)		37,339	37,145	37,409	38,001	38,164
		1.3%	△0.5%	0.7%	1.6%	0.4%
ロ シ ア (億ルーブル)		12,160,359	12,570,141	15,170,906	18,465,847	21,064,62
		26.7%	3.4%	20.7%	21.7%	14.1%
中 国 (億元)		4,729	5,191	5,836	6,503	7,202
		15.4%	9.8%	12.4%	11.4%	10.7%

(注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。

2 %表示は、対前年度伸び率。

3 米国の国防費は、2013年度historical tableによる狭義の支出額。2012年度の数値は推定額。

4 英国については、2011年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics2012」による実績。2012年度、2013年度は予算教書による当初予算。

5 中国については、全人代財政報告の中央財政支出における当初予算による。

6 日本については、上段は、SACO関係経費（09年度：112億円、10年度：169億円、11年度：101億円、12年度86億円、13年度：88億円）および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（09年度：602億円、10年度：909億円、11年度：1,027億円、12年度：599億円、13年度：646億円）を除いたもの、下段は含んだ当初予算である。

資料20 武器輸出三原則等

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委

（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- 1) 共産国向けの場合
- 2) 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- 3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2. 27、衆・予算委

（全文）

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- 1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- 2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- 3) 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものと

する。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- 1) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- 2) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) 3) の「第109の項」及び(2) 1) の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

資料21 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話

（平成23年12月27日）

政府は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日閣議決定。以下「新大綱」という。）を踏まえ、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策について慎重に検討を重ねた結果、次の結論に達し、本日の安全保障会議における審議を経て閣議において報告を行った。今後、防衛装備品等の海外への移転に

については、以下の基準によることとする。

- 一. 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところである。
- 二. 他方、これまで、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念を堅持しつつ、我が国が行う国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）、弾道ミサイル防衛（BMD）に関する日米共同開発等の案件については、内閣官房長官談話の発出等により、武器輸出三原則等によらないこととする措置（以下「例外化措置」という。）を個別に講じてきた。
- 三. 新大綱においては、近年の防衛装備品をめぐる国際的な環境変化について、「平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。」としており、政府は、こうした認識の下、平和国家としての基本理念を堅持しつつこのような大きな変化に対応するための方策について検討を行ってきた。
- 四. 今日の国際社会においては、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処等を効果的に行うことが各国に求められており、我が国は、平和国家として、国際紛争等を助長することを回避するとの基本理念を堅持しつつ、こうした平和貢献・国際協力への取組に、より積極的・効果的に取り組んでいく必要がある。

同時に、国際社会の平和と安定を損なうおそれがある防衛装備品等の不正な流通及び拡散を防止するため、途上国等の輸出管理能力の強化に向けた支援などにも積極的に取り組んでいくべきである。

また、我が国は、これまで米国との間で安全保障に資する防衛装備品等の共同研究・開発を行ってきたところであるが、国際社会が大きく変化しつつある中で、我が国の平和と安全や国際的な安全保障を確保していくためには、米国との連携を一層強化するとともに、我が国と安全保障面で協力関係にある米国以外の諸国とも連携していく必要があり、これらの国との間で防衛装備品等

の国際共同開発・生産を進めていくことで、最新の防衛技術の獲得等を通じ、我が国防衛産業の生産・技術基盤を維持・高度化するとともに、コストの削減を図っていくべきである。

- 五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。
 - (1) 平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること（以下「目的外使用」という。）及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること（以下「第三国移転」という。）がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。
 - (2) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。
 - (3) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。

資料22 日米協議（閣僚級）の実績（09（平成21）年以降）

年月日	会議／場所	出席者	概要・成果など
09.5.1	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	・北朝鮮への対応をはじめとする日米間の多くの課題について、ハイレベルでの協議を行っていくことの必要性、米国のわが国防衛に対するコミットメント、米軍再編を引き続きしっかりと進めていくこと、QDRおよび防衛大綱の検討にあたり、日米間の対話を継続することなどの確認 ・アフガニスタン・パキスタン支援、海賊対処、F-Xなどについて意見交換
09.5.30	日米防衛相会談 ／シンガポール	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	・北朝鮮への対応について、外交的努力や拡大抑止の強化、MD等を含め、日米間で協議を継続することを確認 ・米軍再編やF-Xについて意見交換
09.10.21	日米防衛相会談 ／東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・日米同盟の重要性を確認するとともに、北澤防衛大臣より、日米安保条約締結50周年に向け、具体的な協力アイテムの検討を進めたい旨発言 ・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・MDや情報保全における協力を強化することで一致
10.5.25	日米防衛相会談 ／ワシントン	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・普天間飛行場移設問題について、日米両国は引き続き緊密に連携し問題の解決に取り組んでいくことで一致 ・北澤防衛大臣から、韓国海軍艦艇沈没事件について、わが国としても北朝鮮を強く非難し、米国、韓国をはじめ国際社会と緊密に連携していく考えである旨発言 ・中国艦船の最近の動向について、北澤防衛大臣から説明し、かかる状況の中で、日米間でさまざまな協力を行っていきたい旨述べ、ゲイツ長官と協力の重要性につき意見が一致 ・日米同盟について、幅広い分野での協力を着実に進めていくことで一致。防衛相間の連携も強化することで一致

年月日	会議／場所	出席者	概要・成果など
10.10.11	日米防衛相会談 ／ハノイ	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・同盟の基盤強化を確認
11.1.13	日米防衛相会談 ／東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・日米韓の協力の重要性を確認 ・安全保障分野においても21世紀の日米同盟のビジョンを共同で示すことができるよう日米同盟の深化について協議を加速させることで一致 ・普天間飛行場移設については10年5月の日米合意を実施していくことを確認 ・航空機の訓練移転先としてグアムを追加するための作業状況を確認 ・HNS、BMDについて意見交換
11.6.3	日米防衛相会談 ／シンガポール	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・東日本大震災への対応について、米国からの支援に対して謝意を示すとともに、長年の日米間の共同訓練などが緊密な連携に結びついたことを確認 ・SM-3ブロックII Aの米国による第三国移転および普天間飛行場移設問題について意見交換
11.6.21	日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／ワシントン	北澤防衛大臣 松本外務大臣 ゲイツ国防長官 クリントン国務長官	・05年、07年の共通戦略目標の見直し・再確認 ・日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大 ・普天間飛行場の代替施設の滑走路の形状をV字案に決定。普天間飛行場の代替の施設および海兵隊の移転の完了が目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、できる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認 ・東日本大震災および原発事故への日米共同対処を踏まえ、日米の多様な事態へ対処する能力強化で一致
11.10.25	日米防衛相会談 ／東京	一川防衛大臣 パネッタ国防長官	・動的な日米防衛協力を一層力強く進めることで一致 ・普天間飛行場の早期移設・返還を可能な限り早く進めていくことで一致 ・宇宙開発およびサイバー問題での協力などについて意見交換
12.8.3	日米防衛相会談 ／ワシントン	森本防衛大臣 パネッタ国防長官	・ガイドラインについて今後研究・議論していくことの重要性につき一致 ・動的な日米防衛協力の検討を加速させることで合意 ・装備・技術協力、BMD等について意見交換 ・「2+2」共同発表の合意実現に努力することで一致 ・オスプレイについて意見交換
12.9.17	日米防衛相会談 ／東京	森本防衛大臣 パネッタ国防長官	・「動的防衛協力」について、日米間の連携等を確認 ・ガイドラインに関する研究・議論の重要性につき再確認 ・Xバンドレーダーに関する調整を継続することで一致 ・オスプレイについて意見交換 ・「2+2」共同発表の合意実現に全力で取り組むことを再確認
13.4.29	日米防衛相会談 ／ワシントン	小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官	・日米の協力関係を新たな段階に高めていくことの重要性につき一致 ・尖閣諸島に日米安保条約第5条が適用されることを確認 ・ガイドライン見直しの前提となる戦略環境認識に関する議論の進展を歓迎し、引き続き精力的に議論することで一致 ・ISR作業部会の設置を確認 ・BMD用移動式レーダーのわが国への追加配備に向けた作業を加速化することで一致 ・在日米軍の再編を着実に進めることで一致

資料23 日米防衛協力のための指針（平成9年9月23日）

（ニューヨーク、平成9年9月23日）

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を

各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機

会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び全球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本

に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峽の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の

確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率のかつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(イ) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 搜索・救難

日米両国政府は、搜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において搜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での搜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際

連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

VI 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(1) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(2) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ決めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表省略 資料24参照)

資料24 周辺事態における協力の対象となる機能および分野ならびに協力項目例

機能および分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動および避難民への対応のための措置	○被災地への人員および補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信および輸送 ○避難民の救援および輸送のための活動ならびに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	○日本領域および日本の周囲の海域における捜索・救難活動ならびにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	○情報の交換ならびに非戦闘員との連絡および非戦闘員の集結・輸送 ○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用 ○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理および検疫 ○日本国内における一時的な宿泊、輸送および衛生にかかわる非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査およびこのような検査に関連する活動 ○情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	○補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用 ○自衛隊施設および民間空港・港湾における米国による人員および物資の積卸しに必要な場所および保管施設の確保 ○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設および民間空港・港湾の運用時間の延長 ○米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ○訓練・演習区域の提供 ○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設	
	後方地域支援	補給	○自衛隊施設および民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）および燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域内に対する物資（武器・弾薬を除く。）および燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両・クレーンの使用
		整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供
		衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品および衛生器具の提供
		警備	○米軍施設・区域の警備 ○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ○日本国内の輸送経路上の警備 ○情報の交換
		通信	○日米両国の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保および器材の提供
その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設および民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など ○米軍施設・区域従業員の一時的増員		
日米協力	警戒監視	○情報の交換	
	機雷除去	○日本領域および日本の周囲の公海における機雷の除去ならびに機雷に関する情報の交換	
	海・空域調整	○日本領域および周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ○日本領域および周囲の空域における航空交通管制ならびに空域調整	

資料25 在日米軍駐留経費負担の概要

区分	概要	根拠
提供施設整備費 (注)	昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超越する給与を日本側が負担（格差給、語学手当および退職手当のうち国家公務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止）	地位協定の範囲内
	昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定 (昭和62年度)
	平成3年度から、基本給などを日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成8年度以降は、上限労働者数23,055人の範囲内で全額を負担）	特別協定 (平成3年度)
	日本が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に23,055人から22,625人に段階的に削減	特別協定 (平成23年度)
光熱水料等	平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料（暖房、調理、給湯用）を日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担）	特別協定 (平成3年度)
	平成13年度から、上限調達量について、特別協定（平成8年度）の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定 (平成13年度)

区分	概要	根拠
光熱水料等	平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定 (平成20年度)
	日本側は、249億円を上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、特別協定の期間中に、日本の割合を現在の約76%から72%に段階的に削減	特別協定 (平成23年度)
訓練移転費	平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定 (平成8年度)

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。

資料26 日米共同訓練の実績(平成24年度)

統合訓練

訓練名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同統合演習 (実動演習)	24.11.5 ～11.16	我が国の周辺海・空域 および全国の基地等	各幕僚監部、各方面隊、中央 即応集団、自衛艦隊、各地方隊、 航空総隊、航空支援集団 など 約37,400名	在日米軍司令部、在日米陸軍、 第7艦隊、太平洋空軍、第3 海兵機動展開部隊 など	連携要領の演練

陸上自衛隊

演習名	期間	場所	日本側	米国側	備考
日米共同方面隊指揮所 演習(米国)	24.7.10 ～7.21	米国ハワイ州 フォート・シャフター	東北方面隊 など 約120名	太平洋陸軍司令部 在日米陸軍司令部 など約100名	調整要領の演練
米海兵隊との実動訓練	24.8.19 ～8.30	日出生台演習場	第4師団 約300名	第3海兵師団 約300名	連携要領の演練
米国における米海兵隊 との実動訓練	24.8.21 ～9.26	米国グアム島、 テニアン島 など	西部方面隊 約40名	第3海兵機動展開部隊 約2,200名	連携要領の演練
米国における米陸軍 との実動訓練	24.9.4 ～9.24	米国ワシントン州 ヤキマ演習場	第2師団 約550名	第38騎兵連隊第3大隊基幹 約300名	連携要領の演練
米陸軍との実動訓練	24.10.24 ～11.7	あいびの 饗庭野演習場 など	第10師団 約600名	第1-14歩兵大隊基幹 約750名	連携要領の演練
日米共同方面隊指揮所 演習(日本)	24.12.1 ～12.13	仙台駐屯地 など	東北方面隊 など 約4,500名	太平洋陸軍司令部、在日米陸 軍司令部 など約1,500名	調整要領の演練
米国における米海兵隊 との実動訓練	25.1.15 ～2.22	米国カリフォルニア州 キャンプ・ベンデルトン など	西部方面普通科連隊 など 約280名	第3海兵機動展開部隊 約500名	連携要領の演練
米海兵隊との実動訓練	25.2.21 ～3.9	北海道大演習場 など	第7師団 約300名	第3海兵師団 約300名	連携要領の演練

海上自衛隊

演習名	期間	場所	日本側	米国側	備考
掃海特別訓練	24.7.14 ～7.26	陸奥湾	艦艇 24隻 航空機 13機	艦艇 1隻 航空機 2機 水中処分員 など 約14名	掃海訓練
衛生特別訓練	24.11.7	米海軍横須賀病院および その周辺	横須賀地方隊 など 約200名	米海軍横須賀病院 など 約350名	衛生訓練
掃海特別訓練	24.11.10 ～11.20	日向灘	艦艇 26隻 航空機 2～3機	水中処分員 数名	掃海訓練
基地警備特別訓練	24.12.5 ～12.7	米海軍横須賀基地および 横須賀港内	横須賀地方総監部 など 約170名	米海軍横須賀基地憲兵隊 約40名	基地警備における 連携要領 など
対潜特別訓練	25.2.18 ～2.24	東海沖から四国沖に至る 海域	艦艇 6隻 航空機 数機	艦艇 1隻	対潜訓練
BMD 特別訓練	25.2.25 ～2.28	横須賀	自衛艦隊司令部艦艇 2隻	第7艦隊司令部 艦艇 など	BMD 訓練
日米共同指揮所演習	25.3.4 ～3.14	米海軍大学校	海幕 など 約30名	在日米海軍司令部 など 約40名	調整要領の演練など

航空自衛隊

演習名	期間	場所	日本側	米国側	備考
防空戦闘訓練 戦術空輸訓練 空中給油訓練	24.5.28 ～6.29	米国アラスカ州エレメン ドルフ・リチャードソン 統合基地および米国アイ ルソン空軍基地ならびに 同周辺空域 など	航空機 12機	航空機	共同対処能力の向上

演習名	期間	場所	日本側	米国側	備考
戦闘機戦闘訓練	24.9.5 ～9.7	北海道西方沖空域および 三沢東方空域	航空機 8機	航空機 4機	共同対処能力の向上 戦技能力の向上
戦闘機戦闘訓練	25.1.15 ～1.17	四国沖空域	航空機 4機	航空機 4機	共同対処能力の向上 戦技能力の向上
戦闘機戦闘訓練	25.1.17 ～1.23	沖縄周辺空域	航空機 4機	航空機 9機	共同対処能力の向上 戦技能力の向上
防空戦闘訓練	25.3.18	四国沖空域	航空機 4機	航空機 8機	共同対処能力の向上 戦技能力の向上

資料27 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトドロケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐压殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置および座席安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝播、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）のミサイルの4つの主要構成部品（赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコーン）に関する研究	1999年8月	2008年3月
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機（P-X）と米海軍の将来多用途海上航空機（MMA）の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年3月	2006年9月
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	2007年3月
先進船体材料・構造技術	先進材料および構造技術の適用による、ステルス性および残存性を向上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年4月	2010年8月
艦載型対空レーダ	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイレーダ技術に関する研究	2006年4月	2009年11月
艦載型戦闘指揮システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用することによって、情報処理能力を向上させる研究	2006年4月	2009年11月
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	継続中
航空燃料およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響	航空燃料（JP-4およびJP-8）およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響に関する研究	2007年3月	継続中
携帯型化学剤自動検知器	化学剤の迅速かつ正確な検知が可能で、操作および処理方法を簡素化した携帯型化学剤自動検知装置およびその試験評価技術に関する研究	2008年3月	2013年3月
航空機器への応用のための画像ジャイロ	従来の慣性航法装置やGPSを補完し、機能を強化できる、画像を用いた新しい測位・航法技術に関する研究	2010年2月	継続中
ハイブリッド電気駆動	車両をモーターにより電気駆動化し、かつ、その動力電源をエンジンとバッテリーの2系統で供給する技術に関する研究	2010年2月	継続中

資料28 日米安全保障共同宣言－21世紀に向けての同盟－（仮訳）

（東京、平成8年4月17日）

1 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。

両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国人の人々に対し、

深い感謝の気持ちを表明した。

- 2 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

- 3 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国の間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

- 4 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約）を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

- (a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。
- (b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。
- (c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本に

おける米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

- 5 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。
- (a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協力を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。
- (b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。
- (c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。
- (d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機（F-2）等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。
- (e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。
- 6 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

- 7 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全

保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。

両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き懲罰し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力をを行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を行なうことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となる点で意見が一致した。

結語

9 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体现された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を取めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料29 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

（ワシントンDC、平成17年2月19日）

1 2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会（SCC）が開催され、ライス国務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済と

いった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。

3 閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。

4 閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想（PSI）を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中核的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。

5 閣僚は、弾道ミサイル防衛（BMD）が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

6 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。

7 閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。

8 閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰するとともに、検証の下、透明性のある形でのすべての核計画の完全な廃棄に応じるよう強く要求した。

9 国際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。

10 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

- ・日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
- ・朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
- ・核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
- ・中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
- ・台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。

- ・中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
 - ・アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
 - ・北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
 - ・平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
 - ・地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
 - ・不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
 - ・海上交通の安全を維持する。
- 11 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
- ・国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
 - ・世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
 - ・NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
 - ・テロを防止し、根絶する。
 - ・現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
 - ・世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

- 12 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
- 13 この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
- 14 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
- 15 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
- 16 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上

で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

資料30 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）

(ワシントンDC、平成17年10月29日)

I 概観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元を与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

II 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想(PSI)、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛(BMD)における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- －日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）
- －国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

- 二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
- 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。
- 米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。
- 周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。
- 日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。
- 米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

- 地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。
 - 迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。
 - 自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。
加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。
- 3 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例
- 双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。
- 防空
 - 弾道ミサイル防衛
 - 拡散に対する安全保障構想（PSI）といった拡散阻止活動

- テロ対策
- 海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
- 捜索・救難活動
- 無人機（UAV）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察（ISR）活動
- 人道救援活動
- 復興支援活動
- 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- 大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- 非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

● 緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

● 計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化

された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

●情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

●相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協りに資する。

●日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張すると米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

●自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる(下記参照)。

●弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防衛する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間での緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられて

いない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

III 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみ、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

●アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

●再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。

●柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元を与える負担を軽減すると付随的な利益を得ることができる。

●自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。

●米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

●米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

●米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2 再編に関する勧告

これまでに実施された精神的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含め

た計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

●共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

●米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

●航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

●横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

●ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防衛能力を展開する。

●柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な

措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを確認した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力(航空、陸、後方支援及び司令部)の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この

報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

●訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減すると目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

●在日米軍施設の収容能力の効率的な使用

在日米軍施設の収容能力の効率的な使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

資料31 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍

及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

●日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

●合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

●普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

●普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

●普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

●民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

●普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

●米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

●約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

●対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
 - 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。
- (c) 土地の返還及び施設の共同使用
- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
 - 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
 - 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
 - SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
 - キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
 - 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。
- (d) 再編案間の関係
- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
 - 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
 - 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、
 - (1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、
 - (2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。
- 2 米陸軍司令部能力の改善
- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
 - 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
 - この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。
- 3 横田飛行場及び空域
- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
 - 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
 - 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
 - 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。
- 4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
 - 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
 - KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
 - 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
 - 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
 - 恒常的な空母艦載機離着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
 - 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。
- 5 ミサイル防衛
- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
 - 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
 - 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
 - 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。
- 6 訓練移転
- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
 - 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
 - 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
 - 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
 - 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
 - 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の使用の合計日数及び1回の訓練の期間に

関する制限は維持される。

- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。
(別添概念図省略)

資料32 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳） (ワシントンDC、平成19年5月1日)

同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展

I. 概観

日米安全保障関係は、日本の防衛の基盤であり、アジア太平洋地域の平和及び安全の要である。安全保障協議委員会（SCC）の構成員たる閣僚は、過去2年間の安全保障協議委員会の会合及び発表文において示された展望に従って、二国間の安全保障及び防衛協力が近年進展していることを歓迎した。2006年7月のミサイル発射及び同年10月の核実験を含む北朝鮮による挑発は、常に変化する安全保障環境において同盟が引き続き有効であることを確保するためには、日米同盟の変革が重要であるということを確認し、認識させるものである。

閣僚は、現在の拡大する日米協力が、数年前に始まった同盟の更新及び強化のためのこれまでの努力によって可能となったように、両国が現在同盟に対して行う投資によって、平和及び安全に対する将来の課題に対して、同盟が効果的に対応することが可能となることを認識した。

さらに、閣僚は、相互協力及び安全保障条約の伝統的な役割の重要性を強調した。同条約は、日本政府に対する米国の安全保障を確かなものとしつつ、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスを可能としてきた。米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力（核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む）が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。

この文脈において、閣僚は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し深化する必要性を強調した。閣僚は、また、秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。

安倍晋三総理大臣及びジョージ・W・ブッシュ大統領は、2006年11月18日に会談し、日米二国間の安全保障協力、特に弾道ミサイル防衛（BMD）の分野における協力の検討を求め、2007年4月27日の首脳会談においてその重要性を改めて強調した。閣僚は、本日、共通戦略目標及び同盟の変革の文脈において、この議題に焦点を当てた。

閣僚は、また、日本の防衛組織の庁から省への移行及び自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化を歓迎した。

II. 共通戦略目標

日本及び米国は、国際社会において基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を促進することを確約している。2005年2月19日、閣僚は、二国間の協力を進展させるための広範な基礎となる共通戦略目標を特定した。

本日の会合において、閣僚は、現在の国際安全保障環境を考慮しつつ、これらの共通戦略目標へのコミットメントを再確認した。この文脈において、閣僚は、2007年2月13日、第5回六者会合において採択された「共同声明の実施のための初期段階の措置」を歓迎し、北朝鮮が同文書に記されたコミットメントを速やかに実施するよう促した。

閣僚は、今般の協議において、両国の利益を進展させる以下の

戦略目標を強調した。

- ・ 六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を達成し、また、その他の分野での進展を展望した2005年9月19日の共同声明を完全に実施する。これには、北朝鮮と米国及び日本との国交正常化、拉致問題といった人道上の問題の解決、北東アジアの恒久的な平和及び安定のための共同の努力に対する六者すべてのコミットメントが含まれる。
- ・ すべての国連加盟国が国連憲章第7章下の決議である国連安保理決議第1718号の規定を遵守する義務を引き続き有していることに留意しつつ、同決議の迅速かつ完全な実施を達成する。
- ・ 地域及び世界の安全保障に対する中国の貢献の重要性を認識しつつ、中国に対して、責任ある国際的なステークホルダーとして行動すること、軍事分野における透明性を高めること、及び、表明した政策と行動との間の一貫性を維持することを更に促す。
- ・ アジア太平洋経済協力（APEC）が地域の安定、安全及び繁栄の促進において果たす極めて重要な役割を認識し、APECを卓越した地域経済フォーラムとして強化するための協力を増進する。
- ・ 東南アジアにおいて民主的価値、良き統治、法の支配、人権、基本的自由及び統合された市場経済を促進すると東南アジア諸国連合（ASEAN）の努力を支援し、また、二国間及びASEAN地域フォーラムを通じ、非伝統的及び国境を越える重大な安全保障上の問題についての地域の能力及び協力を構築する。
- ・ 共有する民主的価値及び利益に基づき、安全保障及び防衛の分野を含め、地域及び世界において、米国、日本及び豪州の三国際間協力を更に強化する。
- ・ インドの継続的な成長が地域の繁栄、自由及び安全に密接に繋がっていることを認識しつつ、共通の利益の分野を進展させ協力を強化するため、インドとのパートナーシップを引き続き強化する。
- ・ アフガニスタンの成功裡の経済復興及び政治的安定を確保する。これは、より広範な地域の安全の確保及びテロリズムの打破のために不可欠である。その目的のため、日米両国は、復興、開発及び安全保障を必要とするアフガニスタンの移行を支援することを確約している。
- ・ 自らを統治し、防衛し、持続させる能力を持ち、テロとの闘いの同盟国にとどまる、統一された民主的なイラクの建設に貢献する。
- ・ イランに国際原子力機関（IAEA）の要求を完全に遵守させることを目的とする国連安保理決議第1737号及び第1747号の迅速かつ完全な実施を達成する。両国は、中東におけるイランの行動に関して国際社会が引き続き有する懸念に留意しつつ、イランがテロの問題に関して責任ある姿勢を示すことにより国際社会においてより積極的な役割を果たすべきであるとの見解で一致している。
- ・ 北大西洋条約機構（NATO）の平和及び安全への世界的な貢献と日米同盟の共通戦略目標とが一致し、かつ、補完的であることを認識しつつ、より広範な日本とNATOとの協力を達成する。

Ⅲ. 役割・任務・能力

2005年10月29日、安全保障協議委員会は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関するイニシアティブを示した文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を承認した。同文書に示された安全保障に関する事項を遂行することは、現在の安全保障環境における多様な課題に対応する同盟の能力にとって不可欠である。

閣僚は、この同盟の変革に関する構想に沿った役割・任務・能力の進展を確認するとともに、以下を強調した。

- ・ 自衛隊による国際平和維持活動、国際緊急援助活動及び周辺事態への対応の本来任務化。これは、国際安全保障環境の改善への日本の貢献の重要性に対する関心の高まりを反映するものである。この文脈において、閣僚は、イラクの復興努力に対する自衛隊の支援及びインド洋で活動する諸外国の軍隊等に対する自衛隊の支援につき議論した。
- ・ 変化する安全保障環境を反映し、また、地域の危機において共に行動する自衛隊及び米軍がより良い態勢をとるための、より具体的な計画検討作業の持続的な進展。そのような計画検討作業には広範な機能及び分野において更なる調整が必要とされることから、関係省庁の計画検討作業過程への積極的な参加が引き続き極めて重要である。
- ・ 軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意。GSOMIAは、情報交換を円滑化し、情報並びに防衛装備計画及び運用情報の共有に資する情報保全のための共通の基礎を確立するものである。
- ・ 二国間の化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作業部会の設立。これは、大量破壊兵器による攻撃を受けた場合に運用能力の持続を確保すべく、CBRN兵器に対する自衛隊及び米軍部隊の即応態勢及び相互運用性を改善することに関し着実な進展を図るものである。
- ・ 危機及びそれ以前における、政策、運用、情報及び広報に係る方針を調整するための、柔軟な二国間の省庁間調整メカニズムの構築。
- ・ 相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、二国間の共同訓練の実施。

閣僚は、日本及び地域の安全保障にとって米軍のプレゼンスが重要性を増していることを認識しつつ、同盟の変革の成功を確保するための適切な資源が必要であることを強調した。両同盟国は、また、同盟の能力を改善し、かつ、在日米軍のプレゼンスを維持するための資源を確保すべく最善の努力を払う。

Ⅳ. 再編ロードマップの実施

閣僚は、2006年5月の安全保障協議委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている再編案を着実に実施する決意を再確認した。これらの再編案は、実施されれば、安全保障同盟に対する日米両国民一般の支持を強化することになる。

閣僚は、「ロードマップ」に記されている以下を含む再編案に係るこれまでの進展を確認し、評価した。

- ・ 2006年6月の再編案の実施を総括する二国間調整メカニズムの創設。
- ・ 再編案の早期実施を円滑化するために必要な法案及び予算に関する日本の国会の審議等。
- ・ 普天間飛行場代替施設の専門技術的設計に関する取組及びキャンプ・シュワブ沖での海域調査の開始。
- ・ 以下のような第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の2014年までの沖縄からグアムへの移転に向けた重要な協力。
 - グアムにおける施設の計画及び開発を統括するグアム統合計画室の米国による設置及び予算措置。
 - 米海兵隊の沖縄からグアムへの移転に向けた環境影響評価書の準備のための計画通知（Notice of Intent）を含む、米国の環境影響評価手続の開始。
 - 第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアム

への移転に関連する日本の資金的コミットメントの一部を実現するために、日本政府の指示の下、適切な措置をとる権限を国際協力銀行（JBIC）に付与する上述の法案の日本の国会への提出。

- ・2007年3月の航空機の訓練移転の開始。
- ・横田空域の柔軟な使用に関する措置の2006年9月の実施、並びに、2008年9月までに管制業務を日本に返還する横田空域の範囲及び横田レーダー進入管制業務における自衛隊管制官併置に関する2006年10月の合意。これらの措置は、軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行の円滑化を促進するものである。
- ・「ロードマップ」に明示されている横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループの2006年10月の立ち上げ。

閣僚は、「ロードマップ」に従って、目標の2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることが、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転及びそれに続く沖縄に残る施設・区域の統合を含む、沖縄における再編全体の成功裡かつ時宜に合った実施のための鍵であることを再確認した。閣僚は、統合のための詳細な計画に関する重要な進展を認識し、その完成に向けて引き続き緊密に協議するよう事務当局に指示した。

閣僚は、また、1996年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。これには、2006年9月の瀬名波通信施設の返還並びに2006年12月の楚辺通信施設及び読谷補助飛行場の返還が含まれており、これは合計で300ヘクタール（750エーカー）以上になる。

V. BMD及び運用協力の強化

同盟のBMD能力は、同盟の全体的な抑止の態勢に貢献するものであり、日米のシステムが効果的に共同運用できる程度に応じて強化される。閣僚は、両国が能力を整備し、配備するに際して、戦術面、運用面及び戦略面での調整を確保するためにあらゆる努力が払われなければならないことを確認した。そうした観点から、日米は、同盟の利益に対する弾道ミサイルの脅威に対処するに当たって、緊密に調整しつつ適切な措置をとる。

この文脈において、閣僚は、以下の分野の運用協力を強調した。

- ・運用協力を強化するため、二国間の計画検討作業は、今日及び予見可能な将来におけるミサイル防衛能力を考慮しなければならない。この目的のため、米軍及び自衛隊は、弾道ミサイルの脅威に対するミサイル防衛及び関連作戦の実施に当たっての構想、役割及び任務を相互に明確にする。同時に、政策レベルで、BMDの運用に係る政策指針が明確かつ最新のものとなっていることを確保する。
- ・2005年10月29日、安全保障協議委員会は、共同統合運用調整所の構築を指示した。2006年6月－7月の北朝鮮のミサイルによる挑発が行われている間、日米は、自衛隊の連絡官が配された横田飛行場の暫定的な調整施設を通じてのものを始め、適時に情報を交換した。変化する状況につき双方が共通の認識を持つことを確保するに当たって、この施設が取めた成功は、横田飛行場における共同統合運用調整所の設置を通じたものを含め、二国間の政策・運用調整の継続的な向上の重要性を実証した。
- ・自衛隊及び米軍の状況認識を改善する重要性を認識しつつ、双方は、BMD運用情報及び関連情報を直接相互にリアルタイムで、常時共有することを確約している。双方は、また、二国間の共通の運用画面を構築する。
- ・双方は、同盟の役割・任務・能力の支援のために共有されるべき、

より広範な運用情報及びデータを特定するために、包括的な情報共有ロードマップを策定する。

VI. BMDシステム能力の向上

閣僚は、ミサイル防衛に関する過去の同盟の決定が、近年の加速化された協力と相まって、地域におけるBMD能力を強化してきたことを評価した。

閣僚は、以下を含む、重要な進展を強調した。

- ・米国Xバンド・レーダー・システムの日本の航空自衛隊車力分屯基地への配備及び運用。これは、米国によるレーダー・データの自衛隊への提供を伴う。
- ・日本の嘉手納飛行場への米国PAC-3大隊の配備及び運用。
- ・米太平洋艦隊の前方展開された海軍部隊に対するスタンダード・ミサイル（SM-3）防衛能力の最近及び今後の継続的な追加。
- ・日本のイージス艦へのSM-3能力付与のための改修を促進するとの日本の決定。日本は、護衛艦「こんごう」の改修を2007年末までに完了するほか、護衛艦「ちょうかい」、「みょうこう」及び「きりしま」の改修についても前倒しを図る。
- ・PAC-3配備の前倒しを図るとの日本の決定。これにより、最初のPAC-3高射隊が2007年3月に配備され、16個のPAC-3高射隊が2010年初頭までに配備されるとの見通しが得られた。
- ・次世代型SM-3迎撃ミサイルの日米共同開発についての優先的な取扱い。技術の移転に関する枠組みについて双方が基本的に合意したことにより、この計画及び将来の日米の技術協力計画の進展を促進することになる。

閣僚は、安全保障及び防衛協力のための同盟の変革を進展させることが、地域及び世界の平和及び安全に貢献することを確認した。

資料33 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳） （東京、平成22年5月28日）

2010年5月28日、日米安全保障協議委員会（SCC）の構成員たる閣僚は、日米安全保障条約の署名50周年に当たる本年、日米同盟が日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域の平和、安全及び繁栄にとっても引き続き不可欠であることを再確認した。北東アジアにおける安全保障情勢の最近の展開により、日米同盟の意義が再確認された。この点に関し、米国は、日本の安全に対する米国の揺るぎない決意を再確認した。日本は、地域の平和及び安定に寄与する上で積極的な役割を果たすとの決意を再確認した。さらに、SCCの構成員たる閣僚は、沖縄を含む日本における米軍の堅固な前方のプレゼンスが、日本を防衛し、地域の安定を維持するために必要な抑止力と能力を提供することを認識した。SCCの構成員たる閣僚は、日米同盟を21世紀の新たな課題にふさわしいものとすることができるよう幅広い分野における安全保障協力を推進し、深化させていくことを決意した。

閣僚は、沖縄を含む地元への影響を軽減するとの決意を再確認し、これによって日本における米軍の持続的なプレゼンスを確保していく。この文脈において、SCCの構成員たる閣僚は、同盟の変革と再編のプロセスの一環として、普天間飛行場を移設し、同飛行場を日本に返還するとの共通の決意を表明した。

閣僚は、このSCC発表によって補完された、2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に記された再編案を着実に実施する決意を確認した。

閣僚は、2009年2月17日の在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定（グアム協定）に定められたように、第三海兵機動展開部隊（MEF）の要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていること

を再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものである。

このことを念頭に、両政府は、この普天間飛行場の移設計画が、安全性、運用上の所要、騒音による影響、環境面の考慮、地元への影響等の要素を適切に考慮しているものとなるよう、これを検証し、確認する意図を有する。

両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて1800mの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。

普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、閣僚は、代替の施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに（いかなる場合でも2010年8月末日までに）完了させ、検証及び確認を次回のSCCまでに完了させることを決定した。

両政府は、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できることを確保するような方法で、代替の施設を設置し、配置し、建設する意図を確認した。

閣僚は、沖縄の人々が、米軍のプレゼンスに関連して過重な負担を負っており、その懸念にこたえることの重要性を認識し、また、共有された同盟の責任のより衡平な分担が、同盟の持続的な発展に不可欠であることを認識した。上記の認識に基づき、閣僚は、代替の施設に係る進展に従い、次の分野における具体的な措置が速やかにとられるよう指示した。

・訓練移転

両政府は、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することを決意した。この関連で、適切な施設が整備されることを条件として、徳之島の活用が検討される。日本本土の自衛隊の施設・区域も活用され得る。両政府は、また、グアム等日本国外への訓練の移転を検討することを決意した。

・環境

環境保全に対する共有された責任の観点から、閣僚は、日米両国が我々の基地及び環境に対して、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論するように事務当局に指示した。「緑の同盟」に関する日米の協力により、日本国内及びグアムにおいて整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担（HNS）の一構成要素とすることを、検討することになる。

閣僚は、環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討することを、事務当局に指示した。

・施設の共同使用

両政府は、二国間のより緊密な運用調整、相互運用性の改善及び地元とのより強固な関係に寄与するような米軍と自衛隊との間の施設の共同使用を拡大する機会を検討する意図を有する。

・訓練区域

両政府は、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除を決定し、その他の措置についての協議を継続することを決意した。

・グアム移転

両政府は、2009年2月17日のグアム協定に従い、Ⅲ MEFの要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転が着実に実施されることを確認した。このグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての日本政府による具体的な進展にかかっている。米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するⅢ MEFの要員の部隊構成を検討する。

・嘉手納以南の施設・区域の返還の促進

両政府は、嘉手納以南の施設・区域の返還が、「再編の実施のための日米ロードマップ」に従って着実に実施されることを確認した。加えて、両政府は、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の「インダストリアル・コリドー」及び牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の一部が早期返還における優先分野であることを決定した。

・嘉手納の騒音軽減

両政府は、航空訓練移転プログラムの改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告の着実な実施等の措置を通じた、嘉手納における更なる騒音軽減への決意を確認した。

・沖縄の自治体との意思疎通及び協力

両政府は、米軍のプレゼンスに関連する諸問題について、沖縄の自治体との意思疎通を強化する意図を確認した。両政府は、ITイニシアチブ、文化交流、教育プログラム、研究パートナーシップ等の分野における協力を探究することを決意した。

安全保障協力を深化させるための努力の一部として、SCCの構成員たる閣僚は、地域の安全保障環境及び共通の戦略目標を推進するに当たっての日米同盟の役割に関する共通の理解を確保することの重要性を強調した。この目的のため、SCCの構成員たる閣僚は、現在進行中の両国間の安全保障に係る対話を強化することを決意した。この安全保障に係る対話においては、伝統的な安全保障上の脅威に取り組むとともに、新たな協力分野にも焦点を当てる。

資料34 平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について

（平成22年5月28日）
閣議決定

1 日米両国政府は、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において承認された「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に示された普天間飛行場代替施設について検討を行い、ロードマップに一部追加・補完をし、ロードマップに示された在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的な措置を着実に実施していくことを再確認した。

これに伴い、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）を見直すこととする。

2 日米安全保障条約は署名50周年を迎えたが、特に最近の北東アジアの安全保障情勢にかんがみれば、日米同盟は、引き続き日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域の平和、安全及び繁栄にとっても不可欠である。このような日米同盟を21世紀の新たな課題にふさわしいものとするができるように、幅広い分野における安全保障協力を推進し、深化させていかなければならない。同時に、沖縄県を含む地元の負担を軽減していくことが重要である。

このため、日米両国政府は、普天間飛行場を早期に移設・返還するために、代替の施設をキャンプシュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することとし、必要な作業を進めていくとともに、日本国内において同盟の責任をより衡平に分担することが重要であるとの観点から、代替の施設に係る進展に従い、沖縄県外への訓練移転、環境面での措置、米軍と自衛隊との間の施設の共同使用等の具体的な措置を速やかに採るべきこと等を内容とする日米安全保障協議委員会の共同発表を発出した。

3 政府としては、上記共同発表に基づき、普天間飛行場の移設計画の検証・確認を進めていくこととする。また、沖縄県に集中している基地負担を軽減し、同盟の責任を我が国全体で受け止めるとともに、日米同盟を更に深化させるため、基地負担の沖縄県外又は国外への分散及び在日米軍基地の整理・縮小に引き続き取り組むものとする。さらに、沖縄県外への訓練移転、環境面での措置、米軍と自衛隊との間の施設の共同使用等の具体的措置を速やかに実施するものとする。その際、沖縄県を始めとする関係地方公共団体等の理解を得るべく一層の努力を行うものとする。

資料35 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

より深化し、拡大する日米同盟に向けて：
50年間のパートナーシップの基盤の上に

（ワシントンDC、平成23年6月21日）

I. 序文

日米同盟が第二の半世紀に入るに当たり、日米安全保障協議委員会（SCC）の構成員たる閣僚は、日米同盟が日本及び米国の安全保障並びに21世紀のアジア太平洋地域の平和、安定及び経済的繁栄にとって引き続き不可欠であることを確認した。

閣僚は2011年6月21日に会し、3月11日の地震、津波及び原子力の非常事態に対応した日本政府及び米国政府の間の緊密な協力について議論した。自衛隊と米軍によるかつてない共同の運用を含むこの協力は、本日のSCC会合において発出されたSCC文書「東日本大震災への対応における協力」において述べられているように、日米同盟に対する信頼を新たにし、日本と米国が過去半世紀にわたり築いてきた友情を深めた。日本は、米国から提供された広範な支援に対する心からの謝意を表明し、米国政府は、日本の復興のための支援を継続することを誓った。

SCCの構成員たる閣僚は、ますます不確実になっている安全保障環境によってもたらされる課題に継続して取り組む必要性を認識した。これには、地域における軍事能力及び活動の拡大、北朝鮮の核・ミサイル計画及び挑発的行動、非伝統的な安全保障上の懸念の顕在化並びに宇宙、公海及びサイバー空間などに対するその他の変化する脅威が含まれる。閣僚は、また、アフガニスタン及び中東における過激主義に対する継続中の取組を含む、増大するグローバルな課題に留意した。これらの課題は、地域の安全及び安定の維持における日米同盟の不可欠な役割のみならず、日米両国が協力を深化させ、拡大させる必要性を強調するものである。日米の共有された価値、すなわち民主主義の理想、共通の利益並びに人権及び法の支配の尊重は、引き続き日米同盟の基礎である。これらの現存する又は顕在化しつつある課題に対処するために、閣僚は、日米の協力を適応させ、日米の部隊を近代化し、相互運用性を向上し、新たな技術の開発において協力することによって、日米同盟の能力を強化し続ける必要性に留意した。

米国政府は、核及び通常戦力の双方のあらゆる種類の米国の軍事力によることを含め、日本の防衛並びに地域の平和及び安全へのコミットメントを再確認した。日本政府は、米軍による施設及び区域の安定的な使用を提供し、在日米軍駐留経費負担の提供を通じて米軍の円滑な運用を支援するとのコミットメントを再確認

した。日米双方は、本日のSCC会合において発出されたSCC文書「在日米軍駐留経費負担」において述べられたように、在日米軍駐留経費負担に関する新たな協定が成功裡に締結されたことを歓迎した。

SCCの構成員たる閣僚は、2010年5月28日のSCC共同発表及び本日のSCC会合において発出されたSCC文書「在日米軍の再編の進展」によって補完された2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」において述べられている再編案を着実に実施する決意を再確認した。

2010年1月19日のSCCの共同発表に基づき、日米両政府は、変化する安全保障環境の中、共通の利益を有する幅広い分野において、日米同盟の深化に関する精力的な協議を実施した。閣僚は、次のようなこれらの協議の結果を支持した。

II. 共通の戦略目標

変化する安全保障環境に関する評価に基づき、閣僚は、2005年及び2007年の日米同盟の共通の戦略目標を再確認し、更新した。閣僚は、次のものが日米同盟の共通の戦略目標を示すと決定した。

- ・日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化する。
- ・日米両国に影響を与える多様な事態に対処する能力を向上させる。
- ・北朝鮮による挑発を抑止する。六者のプロセス、そして不可逆的な措置を通じて、ウラン濃縮計画を含む北朝鮮の完全かつ検証可能な非核化を達成する。拡散、弾道ミサイル、不法活動及び北朝鮮による拉致の問題を含む人道上の懸念に関連する課題を解決する。国際連合安全保障理事会決議及び2005年9月の六者会合の共同声明を完全に実施する。平和的な統一を支持する。
- ・豪州及び韓国の双方のそれぞれとの間で、三か国間の安全保障及び防衛協力を強化する。
- ・日本、米国及び中国の間の信頼関係を構築しつつ、地域の安定及び繁栄における中国の責任ある建設的な役割、グローバルな課題における中国の協力並びに中国による国際的な行動規範の遵守を促す。中国の軍事上の近代化及び活動に関する開放性及び透明性を高め、信頼醸成の措置を強化する。
- ・两岸関係の改善に関するこれまでの進捗を歓迎しつつ、対話を通じて两岸問題の平和的な解決を促す。
- ・アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。北方領土問題の解決を通じた日露関係の完全な正常化を実現する。
- ・地域の安全保障環境を不安定にし得る軍事上の能力を追求・獲得しないよう促す。
- ・日本、米国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）間の安全保障協力を強化し、民主的価値及び統合された市場経済を促進するとのASEANの努力を支援する。
- ・強く揺るぎないアジア太平洋のパートナーとしてインドを歓迎し、インドの更なる地域への関与及び地域的枠組みへの参加を促す。日米印三か国間の対話を促進する。
- ・ASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEAN拡大国防相会議（ADMM+）、アジア太平洋経済協力（APEC）及び東アジア首脳会議（EAS）を含む、開放的かつ多層的な地域のネットワーク及びルール作りのメカニズムを通じて効果的な協力を促進する。
- ・脆弱な国家を支援し、人間の安全保障を促進するために、人道

支援、ガバナンス及び能力構築、平和維持活動並びに開発援助の分野における日米協力を強化する。

- ・テロを防止し、根絶する。
- ・必要な抑止力を維持しつつ、核兵器のない世界における平和及び安全を追求する。大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散及び削減を推進し、各国に不拡散上の義務の違反について責任を果たさせる。
- ・海賊の防止及び根絶、自由で開放的な貿易及び商業の確保並びに関連する慣習国際法及び国際約束の促進を含む、航行の自由の原則を守ることにより海上交通の安全及び海洋における安全保障を維持する。
- ・我々が利益を共有する宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力を維持する。情報及び宇宙のシステムの安全を含む、死活的に重要なインフラの抗堪性を促進する。
- ・災害予防及び災害救援における国際的な協力を強化する。
- ・民生用の原子力計画における最高水準の安全を促進し、原子力事故に対処するための能力を向上させる。
- ・エネルギー及びレア・アースを含む死活的に重要な資源及び原料の供給の多様化についての対話を促進する。
- ・日本を常任理事国として含む国連安全保障理事会の拡大を期待しつつ、国連安全保障理事会が、改革を通じて、その任務を果たし、新しい世紀の課題に効果的に対処する能力を向上させるための努力につき協議する。
- ・民主的改革を支持し、促す機会を追求することで、中東及び北アフリカにおける安定及び繁栄を促進する。
- ・イランの国際的義務の完全な遵守及び核計画に関するP5+1との真剣な交渉への復帰を確保する。デュアル・トラック・アプローチの一部として、日本及び米国は国際連合安全保障理事会決議の着実な実施を継続する。
- ・アフガニスタンにおける治安権限委譲の開始を歓迎しつつ、アフガニスタン治安部隊（ANSF）への継続的な支援を通じて持続的な進展を確保し、効果的なガバナンスと開発を促進するための民生面での努力を強化する。
- ・文民統治の強化及び経済改革の実施のためのパキスタンの努力を支持する。

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

変化する地域及び世界の安全保障環境に対処するため、SCCの構成員たる閣僚は、二国間の安全保障及び防衛協力の更なる向上を追求することを決定した。

日本政府は、2010年に、新たな防衛計画の大綱を策定した。新たな防衛計画の大綱は、高い即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を特徴とし、高度の技術力と情報能力によって強化された「動的防衛力」の構築を目的とする。米国政府は、地域における抑止力を強化し、アジア太平洋地域における軍事的プレゼンスを維持・強化すると2010年の「4年ごとの米国国防政策の見直し」（QDR）にあるコミットメントを再確認し、また、核技術及び戦域弾道ミサイルの拡散、アクセス拒否／エリア拒否能力並びに宇宙、公海及びサイバー空間などに対するその他の変化する脅威といった課題に対処するよう地域の防衛態勢を適合させる意図を確認した。

上記の新たに策定された国家安全保障戦略を反映しつつ、閣僚は以下のとおり重点分野を特定した。

(1) 抑止及び緊急時の対処の強化

- ・閣僚は、二国間の計画検討作業のこれまでの進展を歓迎し、日米同盟が日本をよりよく防衛し、様々な地域の課題に対処できるよう、二国間の計画を精緻化する努力を行うことを再確認した。この努力は、平時及び危機における調整のための二国間の政府全体のメカニズムを強化し、米軍及び自衛隊による日本国内の施設への緊急時のアクセスを改善することを目的とする。
- ・閣僚は、日本及び米国の役割、任務及び能力を継続的に検討する必要性を強調し、運用面での協力をより強化する分野を特定するとこのプロセスの目的を確認した。
- ・閣僚は、非戦闘員退避活動における二国間の協力を加速することを決定した。
- ・閣僚は、能動的、迅速かつシームレスに地域の多様な事態を抑止し、それらに対処するために、共同訓練・演習を拡大し、施設の共同使用を更に検討し、情報共有や共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大といった協力を促進することを決定した。
- ・閣僚は、弾道ミサイル防衛に係る協力について両国が達成した進展を歓迎した。SM-3ブロック・Aの共同開発事業に関し、閣僚は、生産及び配備段階に移行する場合に備え、将来の課題を検討することを決定した。この観点から、米国政府から今後要請され得るSM-3ブロック・Aの第三国への移転は、当該移転が日本の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合であって、かつ、当該第三国がSM-3ブロック・Aの更なる移転を防ぐための十分な政策を有しているときには、米国に対する武器及び武器技術の供与に関する2006年6月23日の交換公文に従い、認められ得る。閣僚は、武器・武器技術共同委員会（JAMTC）をそのような将来の第三国移転に関する協議の機関に指定した。
- ・閣僚は、短期的及び長期的に地域の安定を向上させる最も効果的な方法（核能力によるものを含む）を決定する協議の機関として、定期的な二国間の拡大抑止協議が立ち上げられたことを歓迎した。
- ・閣僚は、安全保障分野における日米宇宙協議及び宇宙状況監視、測位衛星システム、宇宙を利用した海洋監視、デュアルユースのセンサーの活用といった諸分野におけるあり得べき将来の協力を通じ、日米二国間の宇宙における安全保障に関するパートナーシップを深化させる最近の進展があったことを認識した。
- ・閣僚は、サイバー空間における増大する脅威によってもたらされる課題に日本及び米国が立ち向かうための新たな方法について協議することを決意し、サイバー・セキュリティに関する二国間の戦略的政策協議の設置を歓迎した。閣僚は、サイバー・セキュリティに関する効果的な二国間協力には、政府全体による解決及び民間部門との調整が必要であることを認識した。

(2) 地域及びグローバルな場での日米同盟の協力

- ・閣僚は、前述の三か国間の安全保障協力を含め、地域において共通の価値を共有する諸国と安全保障及び防衛協力を促進することの重要性を強調した。閣僚は、状況が許す場合には共同演習及び相互の後方支援を通じて、人道支援・災害救援及びその他の活動での三か国間及び多国間の協力を促進するための努力を奨励した。
- ・閣僚は、また、地域の人道支援・災害救援分野の後方支援の

拠点を日本に設置することの重要性につき一致した。

- ・閣僚は、災害救援、平和維持、復興及びテロ対策を含む国際的な活動における更なる協力の重要性を強調した。
- ・閣僚は、航行の自由を保護し、安全で確実なシーレーンを確保するため、海洋安全保障及び海賊対処において更に協力する意図を確認した。
- ・閣僚は、自衛隊及び米軍に関連する環境面での課題について協力を継続することを決定した。

(3) 日米同盟の基盤の強化

- ・閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。
- ・閣僚は、運用面での協力についてより効果的で、顕在化しつつある安全保障上の課題により適合したものとし、様々な事態により良く対応することができるよう二国間の枠組みを継続的に検討し、強化していくことの重要性を認識した。
- ・閣僚は、日米間のより緊密な装備・技術協力は、強固な同盟の基礎となる要素であることを確認した。特に、先進諸国が国際共同開発・生産を通じて、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応している中、日本政府はそのような流れに対応するために現在行っている検討を促進する。米国政府は、この日本政府の努力を奨励する。

閣僚は、日米同盟の過去50年を顧みて、達成された全てに大いに満足した。同時に、閣僚は、日米同盟がかつてないほど重要であり、また、かつてないほど重要な課題に直面していることを認識した。この文脈において、双方は、地域及び世界が直面するあらゆる安全保障面、戦略面及び政治面の課題に関する協議及び調整をより充実させるため引き続き取り組んでいく必要性を認識した。

在日米軍の再編の進展（仮訳）

（ワシントンDC、平成23年6月21日）

閣僚は、現下の変化する地域の安全保障環境に鑑み、抑止力を維持し、日米同盟の能力を強化するために、沖縄を含む日本における米軍のプレゼンスの重要性が高まっていることを強調した。

閣僚は、沖縄を含む地元への影響を軽減するとのコミットメントを再確認した。それは、日本における米軍の持続的なプレゼンスの確保に寄与することとなる。

閣僚は、2006年の再編のロードマップ以降多くの分野において達成された重要な成果を賞賛し、その目的の実現に向けた進展を継続していくことを決意した。

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場の代替の施設

- ・SCCの構成員たる閣僚は、ロードマップの鍵となる要素である普天間飛行場の代替の施設の重要性を再確認した。
- ・閣僚は、2010年5月28日のSCC共同発表において確認されたように代替の施設はキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置されることを想起しつつ、普天間飛行場の代替の施設に係る専門家検討会合（以下「専門家

会合」という。）の分析に基づき、位置、配置及び工法の検証及び確認を完了した。

- ・閣僚は、代替の施設を、海面の埋立てを主要な工法として、専門家会合によって記されたようなV字型に配置される2本の滑走路を有するものとすることを決定した。それぞれの滑走路部分は、オーバーランを含み、護岸を除いて、均一の荷重支持能力を備えて、1800mの長さを有する。閣僚は、環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できる限り、この計画の微修正を考慮し得ることを決定した。
- (b) 沖縄における兵力削減及び第三海兵機動展開部隊(Ⅲ MEF)の要員のグアムへの移転
 - ・SCCの構成員たる閣僚は、西太平洋において米軍が地理的に分散し、運用面での抗堪性があり、かつ、政治的に持続可能な態勢を実現するための、より広範な戦略の一部として、Ⅲ MEFの要員約8000人及びその家族約9000人を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。
 - ・閣僚は、2009年2月17日のグアム協定の締結及び日米双方がとった財政措置を含むこれまでの具体的な進展に留意した。閣僚は、ロードマップ及びグアム協定の規定及び条件に従って移転を着実に実施するために必要な資金を確保するとのコミットメントを確認した。
 - ・米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するⅢ MEFの要員の部隊構成を引き続き検討する。
- (c) 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前に目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。
- (d) 土地の返還
 - ・SCCの構成員たる閣僚は、嘉手納以南の施設及び区域の返還はロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認した。
 - ・閣僚は、沖縄に残留するⅢ MEFの要員の部隊構成の検討の結果を反映して、できるだけ早く、統合のための詳細な計画を完成させ、公表することを決定した。
 - ・閣僚は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の計画及び措置を着実に実施することの重要性を更に強調した。
- (e) 再編案間の関係
 - ・SCCの構成員たる閣僚は、沖縄からグアムへのⅢ MEFの要員及びその家族の移転は、普天間飛行場の代替の施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていることを再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものである。
- (f) 閣僚は、双方がホテル・ホテル訓練区域に関する更なる措置を含む沖縄における影響の緩和のための更なる方法を引き続き探求することを決定した。
- (g) 嘉手納における騒音の軽減
 - ・SCCの構成員たる閣僚は、嘉手納飛行場の主要滑走路の反対側に海軍駐機場を移転する計画の進展を歓迎し、また、騒音規制に関する1996年の合同委員会合意へのコミットメントを再確認した。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- ・SCCの構成員たる閣僚は、第1軍団（前方）の発足を含めたキャンプ座間における米陸軍司令部の改編を歓迎した。
- ・閣僚は、また、日本の2012会計年度までの陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転についての、これまでの着実な進展を歓迎した。
- ・これらの進展は、米陸軍及び陸上自衛隊による調整された司令部能力の向上に寄与することとなる。

3. 横田飛行場

- ・閣僚は、共同統合運用調整所（BJOCC）が、日本の2011会計年度末までに運用を開始することに留意した。これは、情報共有を含め、二国間の司令部の調整の強化における重要な前進となるものである。
- ・閣僚は、航空自衛隊航空総隊司令部の横田への移転の重要な進展を歓迎した。
- ・閣僚は、横田空域の一部について、2008年に管制業務が日本側に返還されたことを歓迎した。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機部隊の移駐

- ・閣僚は、空母艦載機の岩国飛行場への移駐に必要となる施設の整備及び航空管制の手続を含む訓練空域の調整に関するこれまでの進展を歓迎した。
- ・SCCの構成員たる閣僚は、日本の2012会計年度中の岩国飛行場における民間航空の再開に向けて作業することを決定した。
- ・日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元説明することとしている。南西地域における防衛態勢の充実の観点から、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになる。閣僚は、長年にわたる問題の解決は、同盟への極めて重要な前向きな貢献となると認識した。

5. 訓練移転

- ・閣僚は、移転先にグアムを含める2011年1月の航空機の訓練移転に関する合同委員会合意を歓迎した。
- ・閣僚は、日本国内及びグアム等の日本国外において、二国間及び単独の訓練の拡大も含め訓練移転の更なる選択肢を検討することを決定した。

6. 施設の共同使用

- ・SCCの構成員たる閣僚は、沖縄を含む日本国及び太平洋地域にある米国の施政下にある領域において日米の施設への二国間のアクセスの拡大を促進するための共同使用に関する作業部会の設置を歓迎した。このステップは、より緊密な二国間の調整、相互運用性の向上及び地元とのより強固な関係に寄与する。

7. 環境

- ・閣僚は、環境に関する合意に係る作業部会の設置を歓迎し、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りに関する合意の検討を加速することを決定した。

東日本大震災への対応における協力（仮訳）

（ワシントンDC、平成23年6月21日）

2011年3月11日、日本はこれまでに経験したことのない最大の

地震に見舞われた。激しい地震は巨大な津波を引き起こし、福島第一原子力発電所での深刻な非常事態をもたらした。このような未曾有の多元的な災害は、国際社会への重要な教訓となる。日本の経験に鑑み、複合的な非常事態に対応し、そのような事態において相互に支援できるよう、より良い備えをしておくことは、全ての国にとっての責務である。特に重要なのは、原子力発電所に影響を与える災害に対する非常時の計画の整備である。

閣僚は、今次の災害への対処における日米間の緊密かつ効果的な協力は、二国間の特別な絆を証明し、同盟の深化に寄与したとの点で一致した。閣僚は、特に、以下の分野における協力を強調した。

- ・自衛隊は、その歴史上、最大の災害救援活動に従事している。この努力を支援するため、米国は、「トモダチ作戦」の下、人道支援、災害救援及びその他の活動を実施した。この大規模な共同対処の成功は、長年にわたる二国間の訓練、演習及び計画の成果を実証した。
- ・自衛隊及び米軍は、市ヶ谷、横田及び仙台に、日米両国の要員が配置され、意思疎通及び運用調整の中心としての機能を果たした日米調整所を立ち上げた。この経験は、将来のあらゆる事態への対応のモデルとなる。
- ・原子力発電所事故への対応には、両国の政府及び民間部門の専門家並びに日米両政府の複数の省庁が関与した。その経験は、リアルタイムの情報共有、効果的な調整及び複合的な非常事態への包括的な政府全体としての対応を促進するための二国間及び多国間のメカニズムの重要性を示した。
- ・福島第一原子力発電所事故への二国間の対応は、情報共有、防護、除染及び被害局限といった分野における政策協調及び協力のための場としての化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作業部会の強化が重要であることを示した。
- ・閣僚は、地方公共団体によって実施される防災訓練への米軍の参加が、米軍及び基地を受け入れているコミュニティとの間の関係の強化に資するとの認識を共有した。

閣僚は、この経験から学び、将来における多様な事態に対応するための日米両国の能力を向上させる決意を共有した。

在日米軍駐留経費負担（仮訳）

（ワシントンDC、平成23年6月21日）

閣僚は、在日米軍駐留経費負担の包括的な見直しの結果及びそれに続く2011年4月の在日米軍駐留経費負担に係る現行の特別協定の発効を歓迎した。これは日米同盟の柱の一つとなるものである。

閣僚は、現行の特別協定の有効期間である5年の間、在日米軍駐留経費負担全体の水準が日本の2010会計年度的水準（日本の2010会計年度予算額1,881億円が目安）に維持されることを確認した。閣僚は、日米両政府が、現行の特別協定の期間中、日本側が負担する労務費及び光熱水料等の段階的な削減を実施するとともに、当該減額分を提供施設整備費に充当することを確認した（現行特別協定の期間中の提供施設整備費の水準は各年度206億円を下回らないこととする。）。

SCCの構成員たる閣僚は、エネルギー効率をより高めるとともに、米国の運用上及び任務上の所要に対応するため、提供施設整備をより効率的、安定的及び透明性のあるものにするよう、合同委員

会を通じて作業する意図を確認した。

閣僚は、労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力することで一致した。

資料36 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

（平成24年4月27日）

日米安全保障協議委員会（SCC）は、在沖縄米海兵隊の兵力を含む、日本における米軍の堅固なプレゼンスに支えられた日米同盟が、日本を防衛し、アジア太平洋地域の平和、安全及び経済的繁栄を維持するために必要な抑止力と能力を引き続き提供することを再確認した。

ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境に鑑み、閣僚は、2011年6月21日のSCC共同発表に掲げる共通の戦略目標を進展させるとのコミットメントを強調した。また、閣僚は、その共同発表に沿って二国間の安全保障及び防衛協力を強化し、アジア太平洋地域の諸国への関与を強化するための方途を明らかにすると意図を表明した。

日本国政府は、2012年1月に米国政府により国防省の新たな戦略指針が発表され、アジア太平洋地域に防衛上の優先度を移すとの米国の意図が示されたことを歓迎した。また、日本国政府は、同地域における外交的関与を推進しようとする米国の取組を歓迎した。

SCCは、両国間に共有されるパートナーシップの目標を達成するため、2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（再編のロードマップ）に示された計画を調整することを決定した。閣僚は、これらの調整の一部として、第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。

閣僚は、これらの調整が、アジア太平洋地域において、地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、政治的により持続可能な米軍の態勢を実現するために必要であることを確認した。これらの調整は、抑止力を維持し、地元への米軍の影響を軽減すると再編のロードマップの基本的な目標を変更するものではない。また、これらの調整は、米軍と自衛隊の相互運用性を強化し、戦略的な拠点としてのグアムの発展を促進するものである。

また、閣僚は、第I部に示す部隊構成が日米同盟の抑止力を強化するものであることを確認した。さらに、閣僚は、同盟の抑止力が、動的防衛力の発展及び南西諸島を含む地域における防衛態勢の強化といった日本の取組によって強化されることを強調した。また、閣僚は、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動及び施設の共同使用を含む二国間の動的防衛協力が抑止力を強化することに留意した。

I. グアム及び沖縄における部隊構成

閣僚は、沖縄及びグアムにおける米海兵隊の部隊構成を調整すると意図を表明した。再編のロードマップの後、在沖縄米海兵隊の兵力の定員が若干増加したことから、また、移転する部隊及び残留する部隊の運用能力を最大化するため、両政府は、グアム及び沖縄における米海兵隊の兵力の最終的な構成に関する一定の調整を決定した。

米国は、地域における米海兵隊の兵力の前方プレゼンスを引き続き維持しつつ、地理的に分散された兵力態勢を構築するため、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム及びハワイに置くことを計画しており、ローテーションによるプレゼンスを豪州に

構築する意図を有する。この見直された態勢により、より高い能力を有する米海兵隊のプレゼンスが各々の場所において確保され、抑止力が強化されるとともに、様々な緊急の事態に対して柔軟かつ迅速な対応を行うことが可能となる。閣僚は、これらの措置が日本の防衛、そしてアジア太平洋地域全体の平和及び安定に寄与することを確認した。

閣僚は、約9000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認した。沖縄に残留する米海兵隊の兵力は、第3海兵機動展開部隊司令部、第1海兵航空団司令部、第3海兵後方支援群司令部、第31海兵機動展開隊及び海兵隊太平洋基地の基地維持要員の他、必要な航空、陸上及び支援部隊から構成されることとなる。閣僚は、沖縄における米海兵隊の最終的なプレゼンスを再編のロードマップに示された水準に従ったものとするとのコミットメントを再確認した。米国政府は、日本国政府に対し、同盟に関するこれまでの協議の例により、沖縄における米海兵隊部隊の組織構成の変更を伝達することとなる。

米国は、第3海兵機動展開旅団司令部、第4海兵連隊並びに第3海兵機動展開部隊の航空、陸上及び支援部隊の要素から構成される、機動的な米海兵隊のプレゼンスをグアムに構築するため作業を行っている。グアムには基地維持要員も設置される。グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は、約5000人になる。

これらの調整に関連し、米国政府は、日本国政府に対し、ローテーションによる米海兵隊のプレゼンスを豪州に構築しつつあり、また、ハワイにおける運用能力の強化のために米海兵隊の他の要員を同地に移転することを報告した。これらの移転を実施するに当たって、米国政府は、西太平洋地域において、同政府の現在の軍事的プレゼンスを維持し、軍事的な能力を強化すると同政府のコミットメントを再確認した。

沖縄における米軍のプレゼンスの長期的な持続可能性を強化するため、適切な受入施設が利用可能となる際に、前述の沖縄からの米海兵隊部隊の移転が実現する。沖縄の住民の強い希望を認識し、これらの移転は、そのプロセスを通じて運用能力を確保しつつ、可能な限り早急に完了させる。

前述の海兵隊の要員のグアムへの移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、米国の2012会計年度ドルで86億米ドルである。グアムにおける機動的な米海兵隊のプレゼンスの構築を促進するため、また、前述の部隊構成を考慮して、両政府は、日本の財政的コミットメントが、2009年のグアム協定の第1条に規定された直接的な資金の提供となることを再確認した。両政府は、グアム移転のための日本による他の形態での財政支援は利用しないことを確認した。第II部に示す訓練場の整備のための日本からの貢献がある場合、これは、前述のコミットメントの一部となる。残りの費用及びあり得べき追加的な費用は、米国政府が負担する。2009年のグアム協定の下で日本国政府から米国政府に対し既に移転された資金は、この日本による資金の提供の一部となる。両政府は、二国間で費用内訳を完成させる。両政府は、2009年のグアム協定に鑑みてとるべき更なる措置についても協議する。閣僚は、これらのイニシアティブの計画上及び技術上の詳細に関して引き続き双方において立法府と協議することの重要性に留意した。

II. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

閣僚は、アジア太平洋地域における平和、安定及び繁栄の促進のために協力すること並びに効果的、効率的、創造的な協力を強化することが極めて重要であることを確認した。

この文脈で、米国政府は、訓練や演習を通じてこの地域の同盟国及びパートナー国がその能力を構築することを引き続き支援する考えである。一方、日本国政府は、例えば沿岸国への巡視船の提供といった政府開発援助（ODA）の戦略的な活用を含むこの地域の安全の増進のための様々な措置をとる考えである。

両政府は、戦略的な拠点としてグアムを発展させ、また、米軍のプレゼンスの地元への影響を軽減するため、変化する安全保障環境についての評価に基づき、地域における二国間の動的防衛協力を促進する新たな取組を探求する考えである。両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する施設としての訓練場の整備につき協力することを検討する。両政府は、2012年末までにこの点に関する具体的な協力分野を特定する。

Ⅲ. 沖縄における基地の統合及び土地の返還

以下の6つの施設・区域の全体的又は部分的な返還について、再編のロードマップから変更はない。

- キャンプ桑江（キャンプ・レスター）：全面返還。
- キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
- 普天間飛行場：全面返還。
- 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）：全面返還。
- 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
- 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

米国は、対象となっている米海兵隊の兵力が沖縄から移転し、また、沖縄の中で移転する部隊等の機関のための施設が使用可能となるに伴い、土地を返還することにコミットした。日本国政府は、残留する米海兵隊の部隊のための必要な住宅を含め、返還対象となる施設に所在し、沖縄に残留する部隊が必要とする全ての機能及び能力を米国政府と調整しつつ移設する責任に留意した。必要に応じて地元との調整が行われる。

前述の施設・区域の土地は、可能になり次第返還される。沖縄に関する特別行動委員会（SACO）による移設・返還計画は、再評価が必要となる可能性がある。

沖縄における米軍による影響をできる限り早期に軽減するため、両政府は、米軍により使用されている以下の区域が返還可能となることを確認した。

- 閣僚は、以下の区域が、必要な手続の完了後に速やかに返還可能となることを確認した。
 - キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区
 - 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路
 - 牧港補給地区の第5ゲート付近の区域
 - キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部（他の場所での代替の倉庫の提供後）
- 閣僚は、以下の区域が、沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となることを確認した。
 - キャンプ桑江（キャンプ・レスター）
 - キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部及びインダストリアル・コリドー
 - 牧港補給地区の倉庫地区の大半を含む部分
 - 那覇港湾施設
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- 閣僚は、以下の区域が、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となることを確認した。
 - キャンプ瑞慶覧の追加的な部分
 - 牧港補給地区の残余の部分

移設に係る措置の順序を含む沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の最終的な在り方を決定することに特に焦点を当てつつ、2012年末までに共同で作成する。この取組においては、今般見直された部隊構成により必要とされるキャンプ瑞慶覧における土地の使用及び沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響についても検討する。閣僚は、施設の共同使用が再編のロードマップの重要な目標の一つであることに留意した。この統合計画はできる限り速やかに公表される。閣僚は、この統合計画を作成し、また監督するための、本国の適切な担当者も参加する作業部会の設置を歓迎した。

Ⅳ. 普天間飛行場の代替施設及び普天間飛行場

閣僚は、運用上有効であり、政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって、戦略的に妥当であるとの基準を満たす方法で、普天間飛行場の移設に向けて引き続き取り組むことを決意する。閣僚は、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した。

閣僚は、同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるため、普天間飛行場の代替施設に係る課題をできる限り速やかに解決するとのコミットメントを確認した。

両政府は、普天間飛行場において、同飛行場の代替施設が完全に運用可能となるまでの安全な任務能力の保持、環境の保全等の目的のための必要な補修事業について、個々の案件に応じ、また、在日米軍駐留経費負担を含め、既存の二国間の取決めに従って、相互に貢献するとのコミットメントを表明した。個別の補修事業に関する二国間の協議は、再編案に関する協議のためのものとは別のチャンネルを通じて行われ、初期の補修事業は2012年末までに特定される。

結び

閣僚は、この共同発表において緊密かつ有益な協力が具体化されたことを歓迎し、調整された再編のパッケージを双方において立法府と協議しつつ、速やかに実施するよう指示した。さらに、閣僚は、このパッケージがより深化し拡大する日米同盟の強固な基盤となるとの確信を表明した。閣僚は、普天間飛行場の代替施設の影響評価プロセスの進展、グアムへの航空機訓練移転計画の拡充、航空自衛隊航空総隊司令部の横田飛行場への移転、陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転の進展を含む、2011年6月に行われた前回のSCC会合以降の再編案に関する多くの重要な進展に留意した。閣僚は、変化していく地域及び世界の安全保障環境の課題に対し、日米同盟を強化するために、再編に関する目標に向けて更なる進展を達成し、また、より広い観点から、日米同盟における役割・任務・能力（RMC）を検証する意図を表明した。

資料37 SACO最終報告（仮訳）

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務と

の両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデル大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組みよう指示した。

土地の返還

一 普天間飛行場 付属文書のとおり

一 北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

・ 北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。

・ ハリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

一 安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された

後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

一 ギンバル訓練場

ハリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

一 楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

一 読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

一 キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

一 瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

一 牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

一 那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

一 住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

一 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

一 パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

一 公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

一 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

一KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐
現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

一嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移駐
嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移駐する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移駐する。

一嘉手納飛行場における遮音壁
平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

一普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限
米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

一事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとした米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

一日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

一米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

一米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

一任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

一請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供すると新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

一検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

一キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

一日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）
（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

(a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会(SCC)において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮すると観念から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

(c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班(普天間実施委員会(FIG:Futenma Implementation Group)と称する。)を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路(長さ約1,300メートル)、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

(b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

(c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないもの

を支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

(d) 危機の際に必要なとなる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

(e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

(a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

(b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、既存の米軍施設及び区域内に設置する。

(c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。

(d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態

対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

(e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。

(f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

(a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

(b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。

(c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

(a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。

(b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。

(c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料38 SACO最終報告の主な進捗状況

施設名（事案名）	進捗状況
あは 安波訓練場 [全面]	・ 98（平成10）年12月、全面返還（共同使用の解除）
ギンバル訓練場 [全面]	・ 08（平成20）年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 11（平成23）年7月、全面返還（約60ha）
せべ 楚辺通信所 [全面]	・ 99（平成11）年4月、アンテナなどの通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年6月、駐留軍用地特措法適用土地（約236m ² ）返還 ・ 06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔楚辺通信所全面返還（約53ha）〕
よみたん 読谷補助飛行場 [全面]	・ 02（平成14）年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年7月、一部返還（約138ha） ・ 06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔読谷補助飛行場全面返還（約191ha）〕
せちほ 瀬名波通信施設 [大部分]	・ 02（平成14）年3月、アンテナ施設などを含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・ 06（平成18）年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） ・ 06（平成18）年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合
北部訓練場 [過半]	・ 99（平成11）年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・ 98（平成10）年12月～00（同12）年3月、環境調査（過年度調査） ・ 02（平成14）年11月～04（同16）年3月、環境調査（継続環境調査） ・ 06（平成18）年2月、99（同11）年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 ・ 07（平成19）年2～3月、環境影響評価図書の公表・閲覧 ・ 07（平成19）年3月、ヘリコプター着陸帯（6か所のうち3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・ 07（平成19）年7月、ヘリコプター着陸帯の工事に着手 ・ 08（平成20）年1月、ヘリコプター着陸帯（残り3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意

施設名（事案名）	進捗状況
ふてんま 普天間飛行場 [全面] → [全面] ※	※11（平成23）年6月、「2+2」共同発表において、代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
くわえ キャンプ桑江 [大部分] → [全面] ※	<ul style="list-style-type: none"> ・02（平成14）年7月、青少年センター提供 ・03（平成15）年3月、北側部分（約38ha）返還 ・05（平成17）年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・06（平成18）年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08（平成20）年2月、海軍病院の附帯施設（ヘリコプター着陸帯など）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08（平成20）年12月、海軍病院の附帯施設（ユーティリティ）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09（平成21）年5月、海軍病院の関連施設（独身下士官宿舎など）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年10月、海軍病院の関連施設（第1水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・11（平成23）年9月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
まきみなと 牧港補給地区 [部分] → [全面] ※	※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
なほら 那覇港湾施設 [全面] → [全面] ※	※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 [部分] → [部分] ※	第一段階 ゴルフレンジ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・99（平成11）年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・02（平成14）年7月、高層住宅2棟提供 ・06（平成18）年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・02（平成14）年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・05（平成17）年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟など提供 第三段階 北谷東地区 <ul style="list-style-type: none"> ・04（平成16）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・08（平成20）年6月、低層住宅35棟など提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・05（平成17）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年2月、普天間地区・アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟など提供 ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・97（平成9）年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下訓練	・00（平成12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施
かごま 嘉手納飛行場における 遮音壁の設置	・00（平成12）年7月、提供
嘉手納飛行場における 海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・08（平成20）年9月、洗機施設提供 ・09（平成21）年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年10月、敷地造成、駐機場・誘導路などの建設の実施について日米合同委員会合意 ・11（平成23）年4月、駐車場およびユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意
KC-130航空機の移駐※	※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグラムに定期的にローテーションで展開と記載

資料39 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

施設・区域の返還時期（見込み）一覧表

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	2014年度又はその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	2013年度又はその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	2014年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度又はその後 ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度又はその後 ^{2, 3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度又はその後
那覇港湾施設	2028年度又はその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度又はその後
普天間飛行場	2022年度又はその後

米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分

—

牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分

2024年度又はその後⁴

- (注) 1 白比川沿岸区域も同時期に返還可能。
 2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
 3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能。
 4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料40 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。
 （平成21年2月17日署名）

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

2006年5月1日の日米安全保障協議委員会の会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第三海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人が部隊としての一体性を維持するような方法で2014年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53Dヘリコプターは第三海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の見積額102億7千万合衆国ドル（10,270,000,000ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアムにおける施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）の直接的に提供する資金を含む60億9千万合衆国ドル（6,090,000,000ドル）を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の2008会計年度ドルで算定し

て31億8千万合衆国ドル（3,180,000,000ドル）の財政支出に道路の整備のための約10億合衆国ドル（1,000,000,000ドル）を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となっている中で、沖縄に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転を完了することにかかっており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、(1) 普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展並びに(2) グアムにおいて

必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国の資金面での貢献にかかっていることが記載されていることを想起して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）の額を限度として資金の提供を行う。
- 2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極（以下「別途の取極」という。）に記載する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、第九条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第三条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第四条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第五条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

第六条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国国防省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条1(a)に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

第七条

- 1(a) 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。
- (b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、及び維持する。
- 2 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、前条に規定する実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル(2,800,000,000ドル)の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。
- 3(a) (b)に規定する場合を除くほか、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。
- (b) アメリカ合衆国政府は、未使用残額を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出された他の個別の事業のために使用することができる。
- 4(a) (b)に規定する場合を除くほか、日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ

合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。

- (b) アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金から生じた利子を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の提供した資金が拠出された事業のために使用することができる。
- 5 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定(日本国が提供した資金に関係するすべての小勘定を含む。)における取引に関する報告書を提出する。

第八条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第九条

- 1 第一条1に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

資料41 23事案の概要

(2013.3.31現在)

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1. 浦添・宜野湾市間のパイプライン	4			◎		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2. 地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1		◎			平.3.9.30.返還
	20. 泡瀬ゴルフ場	47			◎		平.22.7.31.返還
北部訓練場	3. 国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480		◎			平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)	◎				
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部(辺野古)	1	◎				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1				◎	平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7. 全部	建物	◎				平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8. 全部	0.3				◎	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9. 南側(名護市)及び北側(本部町)	19	◎				平.6.9.30.返還
恩納通信所	10. 全部	62			◎		平.7.11.30.返還
	11. 東側部分	(26)	◎				

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
嘉手納飛行場	12.南側の一部(桃原)	2		◎			平.8.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1				◎	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14.金武町内の一部(金武)	3		◎			平.8.12.31.返還
嘉手納弾薬庫地区	(22.国道58号沿い東側部分(喜納～比謝)、南西隅部分(山中エリア))	74	○				平.11.3.25.返還
	15.嘉手納バイパス(国道58号西側)	3	○	◎			平.11.3.25.返還
	(22.旧東恩納弾薬庫地区の一部(倉浜:ごみ焼却施設用地部分))	9	○				平.17.3.31.返還
	(22.旧東恩納弾薬庫地区の一部(陸上自衛隊覆道射場及び訓練場用地))	58	○				平.18.10.31.返還
トリイ通信施設	16.嘉手納バイパス	4		◎			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4	◎				平.14.9.30.返還
キャンプ桑江	(19.東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
	18.北側部分(伊平)	38		◎			平.15.3.31.返還
	(18.国道58号沿い)	(5)	○				
	16施設、19事案	811	6	7	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19.東側部分の北側(桑江)	0.5	◎				平.13.12.21.変更合意
普天間飛行場	21.東側沿いの土地(中原～宜野湾)	4		◎			平.8.3.28.返還合意
嘉手納弾薬庫地区	22.旧東恩納弾薬庫部分	43	◎				平.8.3.28.返還合意
キャンプ・ハンセン	23.東シナ海側斜面の一部(名護市)	162	◎				平.22.1.15.変更合意
	4施設、4事案	210	3	1	0	0	
合計	17施設、23事案	1,021	9	8	3	3	

- (注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
4 種別欄中の「安保協」は、第15回および第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90(平成2)年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。